

平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会（第2日）

平成27年11月25日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時39分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	岩 附 利 克
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	水 沼 透
書 記	塩野目 庸 子
書 記	藤 野 雅 広

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会一般質問初日であります。本日も多くの方が議会傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含め90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、3番滝口貴史議員の発言を許します。

3番滝口貴史議員。

〔3番 滝口貴史 登壇〕

○3番（滝口貴史） 皆様、おはようございます。佐藤議長より発言の許可をいただきました、議員番号3番の滝口貴史でございます。傍聴の皆様、大変お忙しい中、議会に足を運んでいただき大変御苦労さまでございます。また、きょうは公民館講座の方がお見えになっているということで、まことにありがとうございます。12月定例議会一般質問初日、1番目でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

けさの新聞に、先日のゆるキャラグランプリ2015の結果が出ていました。本日の下野新聞に那須烏山市のゆるキャラは200位。これは御当地キャラの部門で200位、全体の1,727応募の中でも293位と、私は初出場にしては大健闘ではなかったかと思えます。これは関係各位の努力に対し敬意を表しますとともに、次年度に向けて少しでも順位が上がりますよう、順位が上がるといことは那須烏山市の知名度が上がるということですから、努力のほうをよろしく願いいたします。

今回は2項目にわたり質問をさせていただきます。市長を初め執行部の皆様には、御答弁よろしく願いをいたします。

12月の一般質問では庁舎のあり方について及び今後の財政運営について、大きく2点質問をいたします。

なお、このたびの質問は、那須烏山市の根幹をなす非常に重要な案件であると私は考えております。したがって、再質問を含め、直接市長から明快な答弁をお願いいたします。

1つ、庁舎のあり方について。9月開催の議会定例会における一般質問では、私を含め4名の議員から庁舎整備にかかわる一般質問が行われました。これは合併後10年が経過したにもかかわらず、まちづくりの一丁目一番地である庁舎整備の議論が後回しになっていることに対する危機感のあらわれであると感じております。合併協議の原点に立ち返った政策展開の必要性を感じたところであります。市長からは、烏山市街地に新本庁舎を整備するという大方針を継承し、合併20年となる2025年までに新本庁舎を整備するという答弁がございました。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。新本庁舎整備まで10年となりますが、庁舎の機能、場所、スケジュール等について市長の考えをお示しいただきたい。

一方、新庁舎が整備されるまでの間は、本庁方式への移行を念頭に、既存の公共施設を活用した暫定運用を図る旨が答弁されております。平成28年度に向けた本庁方式による一元化を視野に入れた組織の見直しについて、どのように進める計画があるかお答えいただきたいと思っております。

また、9月の一般質問の答弁にありました、本庁分散方式のための必要最低限の耐震化の意味について御説明ください。

2つ目、今後の財政運営について。新本庁舎の整備に際しましては、巨額な財政投資が必要となります。市長からは、庁舎整備の財源確保に向け、庁舎整備基金を創設するとともに、残り18億円となってしまった合併特例債を有効活用した庁舎整備を進めるとの答弁をいただきました。

そこで、2点目の質問をさせていただきます。残りわずかな合併特例債について、どのような事業に、どの程度充当する計画であるのか、その方針についてお答えいただきたいと思っております。

また、人口減少や地方交付税の段階補正による交付税の減額など、本市における財政状況はますます厳しさが増すことが想定されます。まさに選択と集中によるまちづくりが求められるところです。私は、「知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2」の中でも実現困難な取り組みについては、決意を持って白紙撤回に方向転換すべきだと考えております。また、これまで莫大な費用を投じてきた道路整備についても、長寿命化に向けた維持管理事業にシフトし、財政出動を抑制すべきであると考えております。こうした社会基盤や箱もの整備の懸案事項も含め、今後の財政健全化に向けた財政運営について、市長の決意をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま3番滝口貴史議員から、本庁舎の整備について、そして今後の財政運営について、大きく2項目にわたりまして御質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、本庁舎の整備についてお答えをいたします。庁舎整備につきましては、9月定例議会における一般質問におきまして多くの議員より御質問いただきました。リーマン・ショックや東日本大震災の発生など予期せぬ事態に見舞われたことも重なりまして、本庁舎整備の議論がなかなか進捗できない状況でありましたことは、議員御指摘のとおりであります。

庁舎は行政サービスの中核を担うだけでなく、災害時・緊急時における対策の拠点でもあります。また、支援活動を行う中枢となるべく市のシンボルでもありますことから、安全・安心な庁舎の必要性は私も十分に認識をしております。このようなことから、これまでの経緯を踏まえまして、本庁方式による新庁舎を整備する旨答弁をさせていただきました。

しかしながら、建設資材高騰、人件費の大幅な上昇、庁舎整備に必要な財源の確保、土地利用上の制約等を考慮した候補地の選定など、調整をする事案が山積している状況であります。こうした状況を踏まえまして、新庁舎の整備につきましては、10年後である合併20周年を目途とした完成を目指すことといたしまして、この間に具体的な調整、検討を行うとともに、庁舎整備基金の計画的な積み立てによる財源の確保に努めるという目標を設定させていただいたところであります。

したがって、御質問のありました新庁舎の機能、場所、スケジュール等につきましては、現時点において具体的にお答えすることはできない状況でございますが、早期にその方向性を見出すべく調整を進めてまいりたいと考えております。

また、整備に際しましては、公共施設再編整備計画における基本方針を踏まえながら、単独の庁舎機能としてだけでなく、中心市街地の活性化に向けたコンパクトシティの実現を念頭に、さまざまな機能の集約化、多機能化を念頭に置いた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎が整備をされますまでの暫定運用の考え方についてお答えをいたします。先ほども説明をさせていただきましたが、庁舎の新設整備の早期実現は非常に困難であります。このようなことから、既存の公共施設を活用した暫定運用を優先的に検討することが現実的であるとと考えております。

しかしながら、平成24年度に実施いたしました市烏山庁舎及び南那須庁舎の耐震診断の結果は、両庁舎とも耐震不足が指摘されるとともに、耐震補強工事及び大規模改修を実施す

るには多額の財政出動が必要になることが報告されています。厳しい行財政運営が続く中、暫定運用となる両庁舎に対し多額の費用を投資することは困難であります。

したがって、9月の一般質問においても答弁をさせていただきましたが、財政出動を極力縮減できるよう必要最小限の耐震改修にて対応したいと考えております。今後、具体的なシミュレーションを実施したいと考えております。

一方、市民の皆さん方の利便性向上と行政事務の効率化、そして地方創生という新たな取り組みに対応していくために、暫定運用期間といえども本庁方式への移行を念頭に置きつつ、可能な限り業務の一元化が図れるよう、組織体制の見直しが必要であると考えております。現在、28年度から新たな体制の構築に向け、組織の見直しについて鋭意検討を進めているところであります。

次に、今後の財政運営についてお答えをいたします。庁舎整備に関しましては、10年後の整備に向けて、基金合併特例債を活用する旨表明をさせていただいております。御存じのとおり、合併特例債は合併自治体の優遇措置として、期限を区切った発行が認められているものでございます。本市におきましては、平成26年度に市の新市建設計画の期限延伸申請を行ったことによりまして、最長で平成36年度までの発行が認められております。庁舎整備にありましては、その面積、規模または新たな用地が必要かどうかなどに加えまして、多機能化を図ることなどによりましてその事業費が大きく変わってまいります。

今後そういった庁舎整備に関する構想を策定していく必要が生じてまいります。残された18億円の合併特例債発行可能額につきましては、今後の公共施設整備を精査した上で、庁舎整備財源として最大限確保していくべきであると現段階では考えております。

また現在、平成28年度当初予算の編成作業中でございます。普通交付税の合併算定外の縮減が開始されておきまして、厳しい歳入の状況下で、人口減少対策として新たな総合戦略が求められておるなど、財政健全化と地方創生の両立に取り組まなければならないという極めて課題が山積をした状況下でございます。

このため、市といたしましては平成28年度当初予算編成方針を庁議決定し、現在、本市が直面している危機的転換期に対処すべく、今後、中長期財政計画の見直しも図りながら、予算規模の縮減に向けた取り組みに取り組んでいるところであります。

予算につきましては、義務的経費、消費的経費、投資的経費といった分類がなされます。義務的経費については、この少子高齢化社会の中では極めて削減が難しいと思います。必然的に消費的経費、投資的経費の抑制に努めなければ、予算の縮減にはつながっていかないと認識をいたしています。道路、橋梁等のインフラ整備も重要な施策ではございますが、今後の人口減少等による利用需要の減少、施設の老朽化に伴うランニングコストを考慮いたしますと、施設

の新規整備から既存整備の整理統合、修繕、長寿命化へと考え方をシフトしていく必要があります。これにつきましては、平成28年度に策定予定の公共施設等総合管理計画において支出ごとの診断を行いながら、今後の中長期財政計画の見通しにつなげていきたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、厳しい財政状況の中、庁舎整備に向けた財源の確保を考慮いたしますと、監査委員様からも御指摘がありましたとおり、あれもこれも予算措置をすることは不可能であります。今後、当分の間は、投資的経費を大幅に抑制していかなければなりません。つきましては、平成28年度の当初予算編成に当たりましても、私みずから市長として予算規模縮減に向けた厳しい裁定を下すことになるものと決意をいたしております。その後の財政運営についても、引き続き厳しい視点から財政健全化を図っていく。このような覚悟であります。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 市長の丁寧な答弁、感謝しております。

新本庁舎の整備につきましては、具体的な内容まで、まだ説明できないということでありま。確かに9月の議会からまだ3カ月もたっておらず、詳細な市の側での調整ができてないのが実情ではないかと考えております。しかしながら、先ほど言われました基本的な考え方については、了承させていただいた次第であります。しかし、少しでも現実に近づけるよう、また適切な進捗管理の中、素早い、10年後と言わず、できるだけ早い早期の実現をよろしく願います。

それでは、新本庁舎以外の部分につきまして再質問をさせていただきます。

まず、新庁舎が整備されるまでの間の暫定運用について質問をいたします。ただいま市長から、暫定運用の期間にありましては南那須庁舎、烏山庁舎、両庁舎とも可能な限り費用を抑えた形で、耐震補強を行いたいという御回答をいただいたと思います。私も安価な費用で安心・安全が確保されるのであれば、これは大変すばらしいことだと思います。

しかし、平成24年に実施されました南那須庁舎、烏山庁舎、両庁舎の耐震診断の結果においては、両庁舎とも多額の費用が発生することが明らかとなっております。南那須庁舎におきましては耐震補強と大規模改修の費用、合計額が7億8,300万円、烏山庁舎が4億9,400万円であります。両庁舎の合計は12億7,700万円にも及びます。

しかも平成24年当時は消費税が5%でありました。現在のような資材の高騰、労務費の高騰という問題には直面しておりません。したがって、消費税は現在8%、オリンピックやその他、栃木県は国体もありますので、資材や労務費を1.5倍増しで計算いたしますと、その額は約20億円まで膨らむと予想されます。10年後に本庁舎を整備するということを表明

したにもかかわらず、多額の費用を耐震補強のために投資することは現実的と言えるのでしょうか。市長、お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 現在使用している庁舎の耐震補強の見積額について御指摘があったところでございますが、当然、今の御指摘のとおり、多額の財政出動は極めて困難でございます。また、これは二重投資につながるということで、そのような財政出動は非常に困難ということでございまして、耐震補強をする旨、9月も答弁をさせていただきましたし、今もさせていただきます。

その中で平成24年度にいたしました耐震調査結果を、さらに今いろんな角度から検証いたしています、専門家も交えながら。耐震性をもう一度見直して、いろいろと全国の各自治体で先進的な必要最小限の震補強工事を今実施している、そういった情報もつぶさに入れながら、今、専門家の意見も聞きながら、鋭意そういった必要最小限の投資で耐震化を図ってまいることと考えておりますので、ちょっと時間は要しますが、早急にそのような調査検討を進めておりますことを御報告申し上げます。

4点進めておりまして、今、現庁舎の耐久性の有無、強度不足の確認、あるいは建物のバランス、そういった全体の状況調査を改めて検証している。また、耐震構造の設定の必要な考え方、あるいは仮設庁舎をつくらないで、いながらにして庁舎が改修できる施工、これはあるということでございますから、そのようなところも耐震補強の工事が可能かどうか検討しているということでございます。

そのようなところから、強度的、経費的にもどのような耐震補強が有利かを現庁舎の利活用を考慮しながら、今、調査・検討しているところでございますので、そのようなところが明確にお示しできる段階で議員各位にも報告をさせていただきますして、協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今の市長の答弁の中で、耐震補強を最低限という言葉がございました。私もこのI s値というものがよくわからないので、今回勉強をさせていただきました。平成24年度の耐震診断報告書の中で両庁舎の耐震補強計画がなされています。この耐震補強に当たっての条件として、官庁施設の総合耐震計画基準に基づき、I s値が0.75、重要度係数が1.25という形に設定されています。これは官公庁の耐震診断上、第2類に分類されております。災害応急対応活動に必要な施設に該当する場合の数値で計算をされていると思います。

しかし、市庁舎は、耐震診断上は市民の生活にひとときも欠かすことのできない中心的行政機関ということになっております。本来であれば、1類に分類される重要度係数1.5、I s

値が0.9に設定されなければなりません。先ほど市長の答弁にありましたように、南那須庁舎、烏山庁舎、両庁舎は那須烏山市地域防災計画において、災害時における災害対策本部の設置場所に位置づけられている。まさに防災の拠点であります。耐震診断報告書の結果を踏まえれば、このI s値の0.75というのは百歩譲って最低限の数字と思いますが、こうした耐震診断を今まで受けているわけでありまして。

私はつけ焼き刃の勉強でしかやっておりますから素人ではありますが、これはこれから費用削減をすること、今、市長が答弁したように、今やっている最中だとも言いましたが、既に0.9の1類から0.75の2類に、最初から耐震診断を引き下げてやっております。さらに引き下げるといことは、安心・安全ということが少しないがしろにされているのではないかと私は考えます。何の根拠を持って削減可能となるのか。また、この診断より引き下げると、市庁舎で働く皆様の安心・安全はもとより、市民が市庁舎に来られたとき危険が及ぶことも考えられます。この耐震基準を下げてまで耐震強化をする必要があるのでしょうか。市長、答弁お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたように、確かに議員の御指摘のとおり、この耐震については1類、2類、3類という尺度がございます。今、南那須庁舎、烏山庁舎についてどの辺の耐震をすれば防災拠点として安全かということも、今、専門家を入れて詳しく検証させていただいておりますので、そのようなところから1.5というのは極めて困難でございますが、でき得る限り基準を高める工法も十分考えられますので、そういった費用対効果も最小限の費用で最大の効果が出るような対応をしてまいりたいと思いますので、今、そういったところで検証、研究中でございますので、そのようなあるべくI s値をどの程度にするかということをしかりと検証しながら御報告していきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 先ほど検討と言いましたが、まずここで市長、どのぐらいまでという期限を区切っていただけませんかでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） できるだけ早くと急がせておりますが、専門の意見になるといろいろと全国の調査をしなければなりませんので、スケジュール等については。そのスケジュールも今計画をいたしているものですから、この場で報告はできませんので、ひとつ御了承いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 市民の安全・安心も含めて、これは最優先事項であると思っております。素

早い対応をよろしく願いいたします。

それで、先ほども言いましたが、本来、庁舎は、耐震のI s値が0.9というのが当然の基準であると考えております。那須烏山市で平成24年度にやりました0.75というのは、私の中では最低限のラインであると考えております。費用がかかるから、耐震基準を甘くするということは絶対ないですよ、市長。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） これも専門家の意見、そして今までの全国の阪神・淡路大震災から中越地震、震度6弱を受けた那須烏山市の被害状況、そういったところを鑑みまして、那須烏山市のあるべくI s値を定めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今度金額の話になりますが、耐震補強は20億円までかからないにしても莫大な費用が抛出されることが想定されます。10年後をめどに整備すると表明した本庁舎についても影響が及ぶものと考えております。9月の一般質問でも申し上げましたが、両庁舎の耐震化を実施し、暫定運用期間を長期化させるということは、単に本庁方式への移行を先延ばしにしているだけのようには私には思えません。いつまでも分庁方式で市政運営をするのではなく、一刻も早く本庁方式に移行するべきであると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 暫定期間でありましても、本庁機能につきましては今の現庁舎でそのような対応をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 前回の9月議会で、教育委員会、議会事務局等をこちらに残すような発言を市長はされておりました。こちらの南那須庁舎は一部の庁舎機能を残すということで、先ほど言いましたが、8億円以上の莫大な税金を投じて耐震補強を行うということは、過大投資ではないかと正直考えております。一部の庁舎機能を残すということであれば、あくまでも私の考えであります。新耐震構造である保健福祉センターを活用し、庁舎の機能の充実を図ることも十分対応できるのではないかと考えております。もしそれが可能であれば、この耐震はなくなってもよろしいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、市長。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 南那須庁舎につきましては暫定期間とはいえども、機能的には分庁舎を引き継ぐということではなくて、烏山庁舎を本庁といたしまして各行政機能を集約したいと考えておまして、南那須庁舎につきましては市民の皆さん方の利便性、あるいは今後の人口減少問題から考えますと、窓口機能の一部を残すということは必要であります。そのようなこ

ととか、引き続き教育委員会等の事務局はこの庁舎に残しながら、そういった市民の利便性をさらに高めていく必要があると思います。そのようなところから、南那須庁舎についても必要最小限の耐震化は必要であると思います。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 私も南那須生まれの南那須育ちなので、ここの庁舎には思い入れがあります。南那須庁舎を残したいという今までの市長の答弁を聞いていると、十分察します。しかしながら、10年後、20年後、将来のことを考えて、この庁舎を廃止することも考える必要な時期になっていると思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたように、住民の利便性を最優先にしたいと思っています。そのようなところから、人口は減るけれども、南那須庁舎としては旧南那須のシンボリックな存在をしてきておりますので、サービスの利便性を低下させるということは避けたいと思いますので、必要最小限の耐震化をして、このような窓口機能を初めといたしまして住民の利便性は高めていきたいと考えています。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 南那須庁舎は今、南那須地区のシンボルであると答弁いただきましたが、合併10年もたちまして、市長みずから南那須地区、烏山地区なんて言っている場合ではないと思います。南那須庁舎に機能を残したいという市長の気持ちもわかりますけれども、それに莫大な費用を投入することは、納税者である市民の皆様の理解を得ることは難しいのではないかと考えます。10年後に新庁舎をつくとさきの議会でお約束をして、また庁舎に莫大な費用をかけ、耐震化することがしっかりと市民に説明できますか。私は両方は税金の無駄遣いではないかと思うんです。それでしたら、県の南那須庁舎の空きスペースの活用も視野に入れた本庁方式への移行を検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 栃木県の南那須庁舎についても既にそういった検討を進めておりまして、今、栃木県の南那須庁舎については土木事務所と健康福祉センターの一部が執務を行っておりますので、建物も限定的とならざるを得ません。また、さらに栃木県との連携を図って、今、市庁舎として可能かどうか、そういったところも鋭意、先方の管財課と詰めているところでございますので、その辺のところも検討段階にあるということをお報告いたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 県との事務的な調整が進められていることは以前お話があったので、私も聞いております。県に確認したところ、今年の1月13日から全く音沙汰がないという答

弁をいただきました。そういう形式的なことではなくて、本庁方式への移行ということに対して、市長がどのように考えているということが一番重要ではないかと思えます。市長みずから誠意を持って、県のほうにお願いすべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） これが始まる1年前に私みずから副知事に、そのような協議を始めてくれというお願いをいたしております。ちょっと事務が滞っているようなので、さらに今拍車をかけるべく指示をしているところでございますが、いずれにいたしましても県庁舎に行くにしてもどの程度の費用が、そして市役所として機能するにはどの程度の投資額が、そういったところがまだ明確に出ておりませんので、そのようなところから今事務が滞っているということでございますので、その辺のところをもう少し急がせたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今、市長が明確な金額と言われましたけれども、レンタルの費用はもう示されておりますし、それ以上何の費用が必要なんでしょうか、市長。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 県の庁舎に行く場合は、あのままの施設では使用できないということになっております。また、あそこのいろんな課題がございます、土地はほとんど民間から借りておるようでございますので、そういう賃借の問題があったり、また無償で貸していただけるのか、あるいは有料なのかということも進んでおりません。また、窓口業務を設置するためには大改修が必要だということも聞いておりますので、そういった投資額、さらにエアコン等は大改修をしなければならないという報告も聞いておりますので、そういった見積額等、あるいは引っ越し費用、そういった見積もりが正確にないものですから、そのようなところをもう少し明確にして、費用対効果が上がるということであれば、県庁舎への移行も早急に判断をしていきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今言いました引っ越し費用ほか、いろいろありますけれども、耐震するよりはずっと安いと思うんです。両庁舎の耐震の今の見積もりでしょうけれども、私の試算では20億円かかる。20億円ほどはかからないと思えます。例えばあそこの賃借料は年間約3,000万円ほどだとお聞きしていますので、20年間借りたとしても6億円のはずです。そういったことも含めまして、市長の最大限の努力をもちましてあそこをこれから努力していただいて、市長が思い描く条件を全然満たせず、借り入れが困難ということであれば仕方ありませんが、それだって、もう一つ提案をさせていただきますが、烏山庁舎の北側駐車場にプレハブ庁舎を設置して、暫定運用を図るという考えだってあると思えます。プレハブ庁舎とい

いまして耐震性は確保されていますし、南那須庁舎、今8億円という額に対しても安価な費用で対応できると思いますが、私の考えに対して市長はどう思いますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 烏山庁舎プレハブということも今御指摘なされましたけれども、それらも含めて総合的に今検討していることを報告します。

それと、20億円、あるいはこれが8億円というのが見積もりに出ておりますが、先ほど言いましたように、それほどかけたのでは私も二重投資になることは十分承知をいたしておりますから、20億円をかけてまで耐震をするつもりは毛頭ございませんので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 最後に、いずれにいたしましても分庁方式による行政運営は、一刻も早く解消していかなければならないと考えます。本庁方式への移行を早急に進めていただき、両庁舎が1つになれば、庁舎の運営費がまず減ります。また、職員の両庁舎間の移動も現在負担になっております。たった5分から10分の移動であります。1つであればこのような移動もありません。公用車の経費削減、また事故の軽減にもつながると思っております。さらに、市民の皆様もどちらの庁舎に行ってもいいかまだにわからない人はたくさんおります。不便をかけていることも事実であります。業務の一元化を図りながら、組織体制も見直しが必要だと答弁をいただいております。先ほども申しましたとおり、10年後、20年後の本市の将来を見据え、市長に市長の決断を御期待申し上げ、庁舎整備に関する質問を終了いたします。

次に、今後の財政運営について質問をいたします。先ほど市長から財政運営に関する質問に対する答弁をお聞き、我が市における財政は非常に厳しい現状に直面していることがわかりました。2町が合併して10年、合併による財政の優遇措置である合併特例債もわずか18億円となっております。先ほど市長から今後の合併特例債の用途について御説明をいただいたところでありますが、改めてこの10年に合併特例債がどのような事業に使われてきたか、その内訳について御説明いただきたい。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、合併特例債の現在までの活用状況につきましての御質問でございます。お答えさせていただきます。

今年度末までの発行見込額88億7,360万円の部分でございます。その内訳といたしまして、道路整備37億6,370万円、構成比でいいますと42.4%でございます。教育施設整備につきまして23億6,190万円、構成比26.6%でございます。それから、地域振興基金につきましても合併特例債を活用して造成をしておりますが、12億7,300万円ほど

活用しております。構成比は14.3%。それから、広域行政の消防庁舎建設に9億6,970万円、10.9%でございます。主な活用の状況と構成比は以上のとおりでございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今、坂本課長の答弁の中で、道路整備と教育施設整備に多くの事業費が投じられていることが確認できました。私も小学生、中学生の親でありますから、児童生徒の安心・安全の確保や豊かな教育環境づくりを実現するため、学校の耐震化、小学校の統廃合、そして被災した給食センターの整備が急がれてきたわけでありますから、教育施設の整備に合併特例債が使われたことはやむを得ないと考えております。しかしながら、地域住民からの要望が高いことはわかりますが、余りにも道路整備に過大な投資をしたのではないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 合併協議の中での10年前の協議では、あのときの両町の議会への要望内容をよく検証させていただきますと、両町とも極めて議会採択の多いのが道路整備、あるいは側溝整備といったインフラ整備がほとんどでございます。また、住民の皆さん方の懇談会等に行きましても、7割から8割方は道路整備、あるいは小破損、側溝整備、これが大体を占めておりました。さらに、そういった要望だけでなく、学校の通学路を中心とした安全対策を心がけなければいけない。このようなところを合併協議の中で、また市政の運用方針の中で私は明確にしたわけであります。

そのようなところから、道路整備も単に合併特例債を講じたわけではございません。地域再生計画、大変使い勝手のいい道づくり交付金事業、これを平成19年度から5カ年かけて23億円の事業をやってまいりました。その中の半分、ですからそれを合併特例債に供したということでございますので、事業費そのものは全て有利な合併特例債を100%投じてきたわけではございません。さらに、今は社会資本整備交付金に切りかえまして、さらに率のいい6割補助の事業を展開しているということでございますので、そういった意味では道路事情については10年前とさま変わりしているのではないのでしょうか。

そういったところから安全確保、そして災害への対応、そういったところにも道路整備は欠かせません。そんなところから進めてまいりましたので、私は決して過大投資だという認識はありません。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 市長が言いました、道路への過大投資ではないということは理解いたしました。

しかしながら、合併特例債というのは、合併した市町村が新しいまちづくりのために新市都市計画に基づき実施する事業であります。これは、特にその中でも必要と認められた事業で活用できる貴重な財源であります。もちろん道路についても貴重な、必要な事業であるかもしれませんが、本来であれば、これよりも先にまちづくり一丁目一番地の庁舎整備や、中心市街地の活性化のために市街地整備に活用すべきではなかったかと考えます。ほかと比較するわけではないですが、合併した近隣の市町ではこうした効果的な使われ方がされているところがあると思いますが、これに関しては市長、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに合併直後に、総合計画の中で庁舎ということを出したという事実は、もちろん私も認識をいたしています。その間、大震災もありましたし、またリーマン・ショックによる財源の確保、あるいは地域経済の低迷ということもございました。そういったところを公共投資をすることによって地元業者の育成なり、地域の経済も活性化するというところから、住民あるいは議会からの要望が極めて多いインフラ整備に努めてきたという経緯がございますので、このことについては御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 了解いたしました。既に使われてしまったものはもう仕方ありませんので、こうした新設、整備された道路につきましても、これからいずれ老朽化、修繕が必要となってくると思います。ますます道路維持管理費用が増加しまして、厳しい財政を圧迫するものと考えております。

したがって、これからは新設の道路事業はだんだん少なくしていったほうがよろしいのではないかと考えております。むしろ今までつくった道路の安心・安全の観点から、定期的な予防保守、延命・長寿命化にシフトしていくべきではないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 当然そのことは私も同感でございます。先ほど申し上げましたように、橋梁も大変老朽化をしている。そういったところから、橋梁、道路等については保全工事がこれから目白押しになります。財源もそちらにシフトせざるを得ません。また、まだまだそういった道路整備についての要望は多いのでありますが、これを完全にとめるということではなくて、細分化して、ちょっと経費は高くなるんですが、そのような延伸策といったところで小分割をしながら、整備をせざるを得ないかなと私は考えています。もちろんそれ以上に優先課題である今の橋梁、道路についての保全整備は、これからは欠かせません。それは同感でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） まだまだ地域からの要望が多いことは私も存じております。しかしながら、今、新しい事業も含め、道路整備事業費はほかのこともあると言いましたが、18億円となった合併特例債は市長はどのくらい道路整備に使用するつもりでありますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 具体的なお示しは今避けたいと思いますが、いずれにいたしましても保全整備ということがありますので、保全ということになりますと一般財源ということでございますから、そういった財政の中で、先ほど申し上げましたように歳入、自主財源が少ない中で、これからは綱渡りのな財政計画になると思うんです。

そういうところから、もちろんだのくらい使うということはこの10年間、中長期財政計画の中でなければ決められないと思いますけれども、このことについては中長期財政計画も抜本的に見直す必要がございますから、そういったことも含めて中長期財政計画の中で明確にしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） あくまでも私の私見ではありますが、道路整備も重要ではありますが、合併特例債につきましては中心市街地整備に重点的に活用すべきではないかと思っております。市長、これはいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 御意見は御提言ということで承ります。そのようなところから、全体的な中長期財政計画をつくってまいりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） それでは、検討をお願いいたします。

話は変わりますが、先日17日に、「知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2」の進捗状況に関する資料を配布いただきました。読ませていただきますと、確かに計画どおり進んでいるプランもあれば、全く頓挫しているプランも見られると思っております。9月の議会の一般質問におきましても先輩議員から質問があり、プランの見直しを行うべきではないかという指摘があったかと思っております。私も全く同感であります。市長からは、着手困難なプランについては、次期総合計画に委ねて検討したいという答弁をいただいております。できないものは潔く白紙撤回し、できる事業に集中して取り組むべきではないかと考えます。これが市長がいつも言っている選択と集中ではないかと思っております。いつまでも中途半端な答弁を繰り返すのではなくて、今こそ決断すべき時期ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 「知恵と協働によるまちづくりプラン1 1プラス2」につきましては、今やっている総合計画の上位計画の具体的な戦略として打ち出しました。これは今実行できているものもあるし、中途のものもある、またさらには白紙状態のものもあることは十分承知をいたしております。

しかしながら、そういったところで総合計画の上位計画とも整合性をとりながらつくってきたプランでございますから、今、選択と集中ということを言われましたが、まさにそれはそのとおりでございますから、そういった意味では平成30年度からの後期総合計画に今までの経過を検証しながら判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 「知恵と協働によるまちづくりプラン1 1プラス2」は、市の総合計画後期基本計画に位置づけられました重要プロジェクトであると説明をいただいております。

一方、市のホームページで市長の部屋を見てみますと、知恵と協働によるまちづくりプラン1 1プラス2は市長の政策マニフェストとして位置づけられていると思います。つまり、これは市長3期目の公約ではなかったかと思うんですが、次期の総合計画に委ねるということは平成30年度からになると思うんですが、私はちょっと理解ができないんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 私のマニフェストも、総合計画の中からチョイスをしていただいたという御理解でよろしいと思うんですが、いずれにいたしましても迫っている平成30年度の総合計画は基本的に今見直すことも十分あつての総合計画でございますから、そういった選択と集中を基本といたしまして具体的な判断をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 選択と集中という言葉、これは重要でございますので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、合併特例債が残りわずかとなってしまった今となつては、その中の莫大な費用がかかると思われる道の駅、市営住宅、体育館、歴史資料館等の整備は少々困難ではないかと考えております。整備時期を逸していると言っても過言ではないかと思っております。これから中心市街地の活性化、JR烏山駅、また大金駅前のにぎわい創出を得て活性化をすることと、地方創生で求められている結婚、出産、子育てという環境の充実に向け、合併特例債の財源を重点的に配分すべきではないかと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 地方創生の戦略につきましては、今、具体的な戦略づくりに躍起にな

っているところでございますが、これも具体的になりましたらお示しをいたしたいと思います。また、意見も十分に議員各位から拝聴していきたいと思います。その中で、予算というものは地方創生に関する戦略を優先していきたいと考えます。したがって、これはいわば義務的な経費に入ると思います。

したがって、投資的経費あるいはそういった消費的経費を極力抑えつつ、その財源を義務的経費にシフトするという大枠の予算になるのかなと想定をいたしています。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 地方創生にも積極的に活用していきたい、また地方創生につきましては別に国からの交付金も活用できるということもあります。しかしながら、あれもこれもでは経費がふえるだけで、効果が薄れてくると思います。地方創生についても、真に必要な事業に重点的に取り組んでいただきたいと考えます。私の考えに対して市長はいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 地方創生の戦略等につきましては、人口ビジョン、戦略等の目標等については既に公表させていただきました。そのとおりでございます。

この戦略の具体的な4つの目標がございまして、まずは雇用、そして今、結婚、子育て、地域のまちおこし、まちづくり、そういったところを大きな基本目標としているわけでございます。それに対する具体的な那須烏山市の施策を入れていきたいと思っておりますので、その中にはソフト事業も大変多いと思います。また、多少はお金が膨らむところもあるかもしれませんが、そういったところも含めながら、市としてはできるだけ独自性を持たせながら、戦略に打ち込んでいくべきだろうというところで今検討しておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 最後に、那須烏山市は人口も少なく、財政状況もよいという自治体ではないことは皆さんはわかっていると思います。これはほかの自治体の取り組みなどに惑わされることなく、本市の身の丈に合った市政運営を心がけていただきまして、合併時の約束事を肝に銘じていただき、選択と集中をもってまちづくりを進めていただきたいと思えます。

以上をもちまして本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、3番滝口貴史議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 会場の皆さん、こんにちは。私、ずっと役場の職員時代、その前から手帳をつけていまして、1月、お正月になりますと、これまでの主立ったことを書き写しているわけです。きょう11月25日は三島由紀夫割腹、自決の日ですね。憂国忌、命日になっております。私もまだ30代のときに自殺をしましたから、相当衝撃を受けております。皆さんもこれは御承知のことと思います。彼は国防強化を訴えて自決をしたわけですが、今回、安全保障関連法案が成立しまして、どのように感じているか、私らもともに考えなければならないなと思っております。

余談を申して申しわけありません。今回は市長に対して1問、教育長に対して2問、質問申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、河川の災害対策についてお伺いをいたします。本市を貫流する1級河川は那珂川、荒川、江川のほか、小さな1級河川を含めれば12本有していることは、市長御承知のとおりであります。日常生活の中で河川から受ける恵みは、流域の田畑を潤して実りを与えてくれるほか、たおやかな水の流れや景観をつくって人々の心を癒してくれるなど、さまざまな恩恵を受けているところであります。このことからして、本市は日本の原風景を残した山紫水明のまちと言っても過言ではないものと存じます。

しかしながら、反面、豪雨等により河川が一旦氾濫しますと、とうとい人命から財産まで奪われることを幾度か経験しております。本県でも記録的な水害として記憶に残りますのは昭和61年8月の茂木水害、平成10年の那須水害等、過去30年間に二度の大規模な水害を経験しております。もちろんこれらの洪水の際、本市内の河川も各所で氾濫し、公共施設を初め田畑が多大な被害を被ったことも記憶に新しいところであります。

さて近年は、異常気象からして、災害が忘れないうちにやってくると言われる時代が変わっております。去る9月の台風18号による、その後の大雨では記録的な豪雨が続きまして、茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、とうとい人命のほか民家や農地に多大な被害が及んだことから、いまだに避難所での不自由な生活を強いられているようであります。本県でももちろん栃木市、小山市、鹿沼市、日光市などで広範囲に大きな爪跡を残しておりますので、被害地の一日も早い生活再建を願っているところであります。

さて、本市内に1級河川は、先ほど申したとおり大小あわせて12本ありますが、そのうち旧南那須の江川、岩川、長者川は河川改修がほとんど済んでいますことから、近年は洪水によ

る被害は少ないようであります。次に、那珂川につきましては、烏山地区同僚議員の陳情活動が功を奏しまして、最も危険な城東地区の堤防工事が完成し、排水ポンプ等も設置されるなど効果が上がっておりますが、引き続き陳情活動を行っている興野地区から下境地区の護岸工事等は、早期の着工が待たれているところであります。

そこで今回の質問で、私は荒川の災害について中心的に質問を申し上げたいと思います。今回の台風18号による降水量は、幸いにして本市内を雨雲がそれたために、県内でも最少の100ミリ程度で済みましたが、荒川、那珂川の上流の高原山付近では多量の降水があったため、荒川では堤防があふれたところは、小白井、藤田、小倉、南大和久、岩子、森田、さらには向田地区を含めれば7カ所溢水したと聞き及んでおります。これらの箇所は洪水の都度、堤防の溢水を繰り返している状況を知りながら、何ゆえ堤防かさ上げ工事と災害対策がおくれているのでしょうか。

河川法が明治29年に公布されたことにより、近代河川制度が確立されて以来、間もなく120年を迎えようとしております。その河川法の目的は河川の洪水等による災害の発生防止と、水害の正常な機能維持、国土の保全等であり、河川管理者はその目的が達成されるよう適正な管理を行わなければならないと定めております。そして、河川管理者は、第16条の2により、洪水による災害の発生防止を義務づけられていることから、荒川のようにしばしば災害が繰り返されている区域を放置しては、河川法からして河川管理者の義務違反であります。

物事を変えて、例えば市道にたとえてみれば、道路法の中に、市道の道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持して、もって一般通行に支障を及ぼさないよう努めなければならないと定めてあります。それゆえ事故の原因が道路のくぼみ等とみなされれば、市道の場合、市が損害賠償の責を負うわけであります。事実、本市でも何度かそのような経験をしております。

大谷市長は、本市防災計画の中で市民の生命・財産を災害から守らなければならないと定めている上、那珂川上流改修期成同盟会会長の要職にあることから、荒川の堤防溢水を今後も繰り返すことのないよう、堤防のかさ上げや河川のしゅんせつ等、河川管理者宛て速やかに要望すべきではないでしょうか。

以上、これまでの陳情要望活動及び改修計画等を含めましてお伺いをいたします。

次の項目、全国学力テストの結果について。この中から4点ほど、田代教育長にお伺いをいたします。

まず1点目。去る4月、全国の小学6年生、中学3年生およそ112万人を対象に実施した全国学力テストの結果を都道府県ごと、受験学科ごとに、数字による正答率が一覧表として新聞報道されていることは、教育長御存じのとおりであります。テスト科目は、国語、算数（数

学)に今年は新たに理科が加わり、3科目の学力のほどを試されたところであります。

そこで早速、全科目の正答率と平均値を集計して、よその県の成績と比較したところ、全国47都道府県中、栃木県の小学6年生の成績は38位、中学生は29位と、ともに全国平均を昨年よりさらに大きく下回っていることには失望しているところであります。特に成績の悪い科目は小学生国語Bの第44位、算数の第39位でありますから、栃木県は全国の中でも最下位グループにあります。ただ1科目、中学生理科は21位と、全国平均をわずかながら0.1ポイント上回っていたところは救いでありました。

都道府県別の正答率上位県は、小中学校とも3教科の成績で秋田県、福井県、石川県、富山県であり、これらの成績上位の常連県が固定化の傾向にあります。さらに、今回のテストでは小中学校ともに下位層であった県の成績が全国平均に近づき、改善傾向が見られたと報じております。

そこで伺いますが、本市小学6年生、中学3年生のテスト成績は全国平均及び県平均に比較し、いかなる順位であったかお伺いをいたします。

次に、テスト結果の公表方法について伺います。文部科学省では、全国学力テストの結果公表を教育委員会の職務権限と定め、市町村教育委員会は学校別成績を公表することができるかとされております。全国学力テストは3科目の学力のほか、児童生徒の生活習慣などを同時に調査し、回答を得ております。

そこで、今年の全国学力・学習状況調査結果を教育委員会ではいかなる方法で公表するおつもりなのか、今回の一般質問で伺いたかったところ、その質問を提出した後、11月広報の中に載せてありました。しかし、その記事内容にはテスト結果の具体的な数値はなく、判断しがたい文言による結果報告であったことから、さらに失望しているところであります。文部科学省は既に都道府県別に科目ごとテストの成績の数値を開示しておりますけれども、本市教育委員会でも市民に向け、なぜ報告できないのでしょうか。教育長は今後とも、これ以上テスト成績を明らかにするつもりはないのでしょうか。田代教育長の判断を伺います。

次、全国学力テストは、平成19年度から全国一斉に小学6年生、中学3年生を対象に実施して以来、今年で9回になります。これまで全国のテスト結果は毎年新聞報道されているところではありますが、それによりますと、栃木県の成績は47都道府県中最下位グループにあります。そして、本市内小中学生のテスト成績は、総じて県平均を下回っているように思われます。そうすると、本市小中学生の成績は、全国の中でも最下位にあるのではないかとも思われます。これらの成績は教育長、十分に把握されていることと存じますが、今回のテストの結果、以前に増して学力向上が図られているところが認められたのでしょうか。お伺いをいたします。

次、4点目に、全国学力・学習状況調査の結果から見て、児童生徒数の多い少ないにより成

績の差が生じているのか伺います。

まず、本市の中学校におきましては、今年4月に統合したことから2校になり、生徒数は南那須中学校およそ270、烏山中学校470になり、極端な差はなくなりました。しかし、小学校5校では児童数に大差があり、境小75人、烏山小495人では7倍近い差が生じておりますから、当然ながら1クラスの児童数にも約2倍の差が生じているはずであります。

以上のとおり、学校全体の児童生徒数または1クラス当たりの児童生徒数の多少により成績に差が見られるものか。もし差があるなら、それらを考慮した中で今後の学校統廃合を進めるべきと考え、お伺いしたいところであります。

次の項目、学校教育について、その中から3項目ほど質問いたします。

まず1項目、小学生に制服を採用してはいかがかと存じ、質問いたします。小学生の集団生活は保育園、幼稚園から始まり、小学校、中学校、高校、大学と続きますが、その中で義務教育中の小学生に私服通学から制服に統一できないものか。学校行事等の際、子供たちの服装を見た中で常々考えていたことから、今回の質問に加えたものであります。

さて、その服装を市立保育園の現状から申しますと、乳幼児から5歳までの園児に制服はありませんが、運動着と帽子は統一してあります。次に、幼稚園では制服に運動着、帽子を統一しています。小学校は運動着と帽子のみ統一、中学校は御承知のとおり制服、運動着、ネクタイ等を統一しています。県内の県立高校では、宇都宮女子高を除き、制服等を学校ごとに統一しております。以上のとおりかと存じます。

そこで、学校教育の中で小学生に学校ごとの制服を統一しておけば、家庭の経済的負担や親が子供に毎日何を着せて登校させるかという悩みも解消されものと存じます。特に女子児童の場合、低学年であっても服装にこだわりを持ちますから、家庭では身につけさせる衣類選びには苦慮されているはずであります。

そこで小学校に制服があれば、それらの悩みが解消される上、児童たちも学校生活の中で服装が同じであるところから、派手さや地味、センスが悪いという余計な気遣いがなくなるものと存じます。裕福な家庭の子供も厳しい生活を強いられている家庭の子供も全て同じ服装なら、子供たちは学校生活の中で平等感と安心感が生まれる制服を身につけることにより緊張感が生まれ、それぞれの学校の児童であるという自覚が芽生えるものと存じます。

さらに考えられますことは、地元商店街の経済効果であります。現在、子供たちの私服のほとんどをスーパーまたはデパートで買い求めているものが、制服にすれば市内小学生およそ1,220名分の衣類を幼稚園や中学生の制服のように地元の衣類店で購入することになりますから、市内経済は少なからず潤うはずであります。

以上のことを、田代教育長はいかが判断されますか。伺います。

次、2点目、英語教育の成果についてお伺いをいたします。大谷市長の大きな政策の中にまちづくりは人づくりからとして、合併後10年間、教育行政には通学路の整備も含め予算を惜しみなく投入してまいったところでもあります。これらの財政事情から、本庁舎建設が立ちおかれてしまったものと思っているところでもあります。その教育費の中の英語教育に要する予算に、英語コミュニケーション推進事業として例年2,200万円ほど投入しております。さらに、今年度から中学生向けにNHK基礎英語講座の費用と英検受験料の予算に525万円、市民向け英会話講座の指導員人件費に630万円ほど計上しましたから、今年度は英語教育に関する予算額は3,330万2,000円投入しております。

本市のこれまでの英語教育の成果によるものか、今年10月開催された中学校英語スピーチコンテスト地区大会では、出場者1部、2部あわせて50名の中から本市中学生4名が県大会に出場、そして県大会では選抜された中学生95名中、審査の結果、烏山中学校の生徒2名が優良賞に輝いております。以上、今回、地区大会、県大会に出場された生徒さん方には、日ごろの御努力に対して心から敬意を払いたく存じます。

実を申しますと、恥ずかしながら、私は英語はアルファベットの読み書きもままならないほどの能力しか持ち合わせておりません。それだからこそ、日ごろから外国語教育の重要性を感じ、今回の質問に英語教育を加えたものであります。

さて、その英語教育では、読む、聞く、書く、話すの4技能を指導、教育されているものと存じますが、その中で最も重要で、常日ごろから必要とするところは話す、すなわち会話の能力ではないかと思えます。英語の読み書きはできないながらも、まずは会話が可能なら、国外でも国際人として通用するはずであります。

そこで伺います。本市では英語を幼児教育の中に取り入れておりますが、卒業を迎える中学3年生およそ685名のうち、英語で日常会話が可能な生徒の割合はいかほどか。3年生担任の英語教師なら各クラスの語学力を把握されているものと存じ、教育長にお尋ねをいたします。

3点目の質問、児童生徒の食育について。その中から2点お伺いをいたします。

まず1点目。平成17年度に食育基本法が施行されてから、本市でも平成20年1月に那須烏山市食育推進計画を策定し、市民に広く食に関する意識の向上などを図ってきたところでもあります。策定当時の調査によりますと、本市内でも既に核家族が進み、食事を1人で食べる、いわゆる個食が児童生徒の40%もおり、家族そろっての食事が難しくなっておりました。さらに、朝食を欠食する小中学生が多数見られたそうであります。

そこで、市では早速、食育の基本目標に、まず1点目として規則正しい食生活と生活リズムを身につけること、2点目、健康的な食生活を送れる知恵と力を身につけること、3点目、食を楽しめる豊かな心を持つこと、以上3項目を掲げて、食の大切さを推進したところでありま

す。その中で、特に児童生徒に向けては食について正しい知識を学ばせたり、家族団らんを基本とした食事のマナーや、毎朝食事をとる規則正しい生活を送るよう指導をしてまいったはずであります。

さらに、栃木県でも例年10月を栃木食育推進期間と定めまして、県を初め関係団体が県庁周辺を会場に、各種イベントを開催していることも御存じのとおりであります。

以上のとおり、食育につきましては、国、県、市を挙げて推進している上、児童生徒たちにはさらに学校給食法の中でも食育の推進を図るよう定めていることは、教育長御存じのとおりであります。

そこで、本市小中学校では、食育、食文化に関し、いかなる指導、教育をなさっているかお尋ねをいたします。

次、最後に学校給食についてお伺いいたします。日本で最初に学校給食を始めたのは明治22年、今から126年前に山形県鶴岡市にあった私立小学校で、当時、弁当を持ってこられない貧しい子供たちにおにぎりなどを配ったのが始まりだそうであります。現在の学校給食は、戦後、食料難となっていた昭和21年、米軍の援助により東京都を中心に都会の子供たちに脱脂粉乳とトマトジュースが配られましたが、その後、本格的な給食が全国に普及しましたことから、田舎に住んでいました私たちにも小学生当時、脱脂粉乳給食がありまして、それを懐かしく思い起こしているところであります。

今日の給食は昭和29年、学校給食法が制定されて以来、児童生徒の心身の健全な発達に必要な適切な栄養と均衡のとれた食事を提供することとされておりますが、時には創意工夫を凝らした、好みに合わせたメニューにより児童生徒の食欲をそそっているようであります。

さて日本は、和食文化の国としての和食がユネスコ無形文化遺産に登録されまして、日本食料理、特に和食の盛りつけなどに美的感覚が備わっていることから、国際的にも認められていることは教育長御存じのとおりであります。

しかしながら、本市学校給食の盛りつけはいかかなものでしょうか。議会活動の中で二度ほど試食させていただきましたが、調理した料理が食器に無造作に盛られているばかりで、日本食本来の食膳にはほど遠い感があります。それでも学校給食法に定める児童生徒の成長に必要な栄養の摂取量は満たされているものの、食欲をそそるようなところは全く感じられません。文部科学省が定めた学習指導要領の小学5、6年生家庭科授業の中でも、食事の盛りつけが適正にできるよう指導することとされておりますことから、その指導要領を実践するためにも、毎日の学校給食配膳の中で日本伝統の和食文化から生まれる美的感覚を養うべきものと存じます。教育長、いかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わることとしまして、この後、御答弁をいただきました後、必要

に応じ再質問または反論をさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは15番中山五男議員から、河川の災害対策について、全国学力テストの結果について、学校教育について、大きく3項目にわたりまして御質問いただきました。

私からは、最初の河川の災害対策についてお答えを申し上げたいと思います。

本市には那珂川を初め荒川、江川など1級河川がございます。那珂川につきましては国土交通省、荒川、江川等の1級河川は栃木県が管理をしているという状況でございますが、去る9月7日から11日にかけて襲来をいたしました台風18号、これは関東・東北豪雨ということになりましたけれども、鬼怒川流域が記録的な大雨となりました。日光市、鹿沼市では総雨量500ミリに達したところもございまして、テレビ等の報道で既に御承知のとおりでございます。下流の茨城県の常総市では鬼怒川が決壊をいたしまして、人家が流されたほか、とうとい生命が奪われる結果となっております。

県内におきましても、土砂崩れ、河川の氾濫によりまして多くの被害が発生をしたところがございますが、本市におきましては幸いに総雨量約140ミリでございました。鬼怒川流域内のような重大な被害には至りませんでした。大雨特別警報が発せられまして、市民の皆さん数名が避難をいたしました。ほか表地区の樋門、これは市が管理しておりますが、樋門を閉門いたしました。また、那珂川、荒川の上流域に降った雨量が多く、特に荒川水域では水位の上昇によりまして農地や道路が冠水をいたしましたことから、5カ所で道路の通行止めを実施いたしております。災害対応に追われる形になっておりました。

御質問の1級河川の管理につきましては、国、県の管轄でございます。したがって、那珂川流域における2市2町で組織をいたします、議員も御指摘をいただきましたけれども、那珂川上流改修期成同盟会が立ち上げられておまして、毎年定期的に要望活動を行っております。今年10月23日にまずは県土整備部長、関係課長、土木事務所長に、荒川、江川などの那珂川の支流に関する河川改修の要望活動を行ってまいりました。

また、那珂川の浸水対策でございますが、11月9日に国土交通省副大臣と面会の上、要望活動を行ってまいりましたほか、地元選出国會議員、国土交通省関東地方整備局に同様の要望活動を行ってまいりました。

この同盟会活動のほかに、毎年実施をしております烏山土木事務所との打ち合わせにおいても、河川整備について常に要望させていただいております。昨年12月22日には、地域の地元住民の皆さん方とともに荒川の護岸侵食に関する復旧につきまして、道路整備とともに烏山

土木事務所長に要望書の提出を行ってまいりました。また、那珂川本流につきましては、水戸市に事務所を置きます常陸河川国道事務所の所長に対しまして、これまで地元の要望のありました3カ所につきまして、4月16日に改めて要望を行ってまいりました。

こうした粘り強い要望活動の結果、那珂川につきましては城東の樋門、下境地区における堤防のかさ上げ整備、そして谷浅見地区の護岸工事、あるいは興野地区の左岸の工事、これらが実施をされております。また、荒川につきましても、向田地区の河川改修に向けた調査、測量の着工、三箇地区のしゅんせつ、高瀬地区の護岸工事などを実施する運びとなっております、大きな成果に結びついているわけであります。

今後につきましても市民の安全・安心な生活を守るために、引き続き早期着工に向けまして、国、県を初めとする関係機関に要望してまいる所存でございます。

この後は教育長答弁とさせていただきます。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、私のほうから、まず全国学力テストの結果についてお答えしたいと思います。

まず、本市小中学生の全国学力テストの成績でございますけれども、今年で9年目となり、議員御指摘のとおり、上位の県と下位の県が狭まってきております。県内の各市町と比べましても、トップの市町と最下位の市町の差がおよそ10点ということで、そのような形で全部出て、どの教科もほぼ最上位の市町と最下位の市町ではおよそ10点の開きしかございません。

本市につきましては、全体として県とほぼ同程度の結果だと考えております。特に小学校国語の知識に関するA問題及び活用に関するB問題では、平均を上回る結果となっております。一方、小学校の算数B、割合に関する問題、小学校国語B、根拠を明確にして自分の考えを書く問題につきましては、残念ながら全国で正答率が低いと同様に、本市も残念ながら低い傾向となっております。

全国学力・学習状況調査につきましては、学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることが目的でありまして、その上からも調査結果を多面的・多角的に分析し、課題の明確化を図り、改善に向けた取り組みにつなげてまいりたいと思っております。

テスト結果の公表方法についてですが、昨年度から市町村教育委員会においてそれぞれの判断で実施要領に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能となっております。文部科学省では、教育委員会において調査結果を公表する場合の配慮事項を定めており、本市ではこの配慮事項を踏まえ、今年度も個々の学校名は明らかにせず、調査結果

の細目については公表を行わないという方針であります。これは私の考えもそのとおりでございます。

その理由といたしまして、本調査につきましては結果の公表が目的ではなく、学校における児童生徒の教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる取り組み、これを通して教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することが目的であること。また2番目に、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面であること。3番目に、序列化や過度な競争につながることはないように。4番目に、小規模校においては、公表が個人の特定につながる可能性があることが挙げられております。なお、調査結果の公表に関しましては、教育委員会等が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であります。

そのため、本市においては以前から、残念ながら判読が難しいという議員の御指摘ございましたけれども、広報紙において調査結果の全体的な傾向や概要を掲載しております。先ほど議員からも御指摘がありましたように、今年も11月号に掲載しております。

続きまして3点目ですが、テスト結果を踏まえた学力の向上についてお答えいたします。平成24年度に小学校6年生でありました子供たちが今年度の中学校3年生ということで、本テストを受験しております。この正答率を比較いたしますと、大部分の教科において小学校6年生当時に比べ、中学校3年の今年の正答率のほうが全国平均に近づく伸びが見られております。この傾向は前年度までも見られておまして、子供たち一人ひとりの学力向上が着実に図られているものと考えられます。この背景には、教員一人ひとりの創意工夫による授業の向上や、各学年における学力向上への取り組みはもちろんのこと、それを支える、市費を多額投入しております情報機器の整備等、教育環境の充実による相乗効果があると考えております。

4番目に、児童数による生徒の差異についてお答えいたします。各学校ではその年により平均正答率は変動しており、特に少人数の学校では1人の成績により平均が大きく変わることが起こってまいります。しかしながら、過去数年間の結果を見る限りにおきまして、平均正答率の差異が学校規模によって明確にあらわれたという結果は出ておりません。これは学校規模の大小にかかわらず、全ての小中学校において小中学生が学習しなければならない内容、すなわち学習指導要領に基づく指導が展開されているからであると考えます。本市の全ての学校で、学校規模の大小によって学習内容の定着に差が生じないように、それぞれの学校で特色を生かした指導方法や、創意ある教材、教具を活用した授業を展開しております。本市では、市費の非常勤講師、学級支援員を各学校に配置するなど、きめ細かな支援に努めているところであります。

このような理由から、学校規模を理由とした統廃合については現在考えておりません。今後

も全国学力・学習状況調査結果が児童生徒一人ひとりに還元されるものになるように、授業の改善や学校、家庭、地域が一体となった教育改革に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の質問事項であります学校教育についてお答えいたします。

1点目の小学校制服採用につきましては、本市では現在、御指摘のように中学校では制服を採用しております、5つの小学校では私服での学校生活を送っております。全国的に見ますと、少数ではありますが、制服を採用している小学校もございます。特に有名大学の附属小学校等では制服を着用している学校が多いようですけれども、一般的な公立学校で制服の着用という小学校はほとんどございません。

また、一般的に制服は非常に高価でありまして、小学校1年生から卒業するまでの6年間を考えると、児童によっては若干差がありますが、50センチを超える成長が当然予想されております。ということは、在学中に何度も制服をつくり直さなければならないということが当然予想され、学校ごとに制服を統一することは、経済的な負担が逆に家庭にのしかかってくるという懸念が十分に考えられます。

また、小学生は中学生と学校生活が異なりまして、休み時間や昼休みには校庭での遊び等を奨励している学校も少なくなく、制服から運動着に着がえる指導は教員が行うわけですが、特に低学年では教師の目が行き届かなくなることも考えられます。私服着用につきましても、現在、各小学校で必要に応じて個別指導をしており、家庭における経済面、子供たちの活動面を考えると、本市においては小学生は私服での学校生活が現段階では適切ではないかと考えております。

一般的に児童心理学等からいいますと、保育園、幼稚園の子供たちはまだ自己、アイデンティティーが確立する前段階ということで、帰属意識を高めるために幼稚園では同じ仲間だということで制服を着せる。小学校では、心理学からいうと今度はアイデンティティー、自我を確立する段階に入ってきますので、それぞれ自由な服装で自分の個性をあらわす。逆に中学生になりますと、ほぼアイデンティティー、自我が確立してまいりますので、制服での帰属意識と均一化ということが一つの理由として、制服の着用ということになっているかと思えます。

2点目の英語教育の成果についてお答えいたします。本市では、平成20年度から小中学校において、英語コミュニケーション授業を教育特区という制度を活用して実施してまいりました。途中、中学校では特区を廃止いたしました。小学校では現在まで英語コミュニケーション科として学校の授業の中に位置づけ、英語を通したコミュニケーション能力の育成に努めております。ALT、すなわち英語指導助手を小中学校に配置するとともに、幼稚園、保育園にも派遣し、幼児期から英語に親しむ環境をつくっております。本事業は本年で8年目を迎え、

現在の中学2年生は小学校1年生段階から英語の授業を受けているということになります。

中学校3年生のうち、英語で日常会話の可能な生徒の割合ということですが、どの程度までが日常会話かというのは難しいところでございますけれども、現在ではそうした調査等は実際にやっておりません。具体的に我々は算出することはできませんが、本市中学生の実用英語検定受験者数を見ますと、今年度は第2回検定を終了した時点で受験者の延べ人数が328名、そのうち3級以上を受験した生徒は延べ150名となっております。今年度から受験料の補助事業が始まったことでもありますけれども、昨年度は1年間で全受験者数が延べ160名だったことを考えますと、明らかに英語に関する興味・関心が高まっていると言えると思います。また、中学校では英語担当の教員から、英語の授業に関心を持って臨んでいる生徒が多いという話も聞いております。

議員の質問の中でも触れていらっしゃいましたけれども、先日行われました塩谷南那須地区の中学生英語スピーチコンテストでは、烏山中学校、南那須中学校とも最優秀賞に輝いた生徒がおります。県のコンテストでも烏山中学校の2年生、3年生が3位に入賞いたしました。こうした結果を見ても、幼児期から始めている本市英語教育は県内でもトップレベルにあるのではないかと判断しております。

外国語、特に英語教育に関しましては、国でも今後ますます重要なものと受けとめており、平成26年10月には文部科学省より英語教育改革の5つの提言が出されたところであります。本市英語コミュニケーション推進事業は、国や県の推進事業を先取りした施策として、今後とも大いに推進してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな質問の3点目の児童生徒の食育推進についてお答えいたします。食育文化に関する指導、教育につきましては、中山議員の御質問のとおり、国で6月1日から30日までの1カ月間、県では10月1日から31日までの1カ月間を食育推進月間として定めております。食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図っております。

本市では、平成25年6月に那須烏山市食育推進計画第2期を策定いたしまして、食育を通じて市民一人ひとりが食の大切さや感謝の気持ちを持ち、心も体も健康的な生活を送ることを目的に推進しております。

児童生徒に対する具体的な食育推進であります。年間を通して栄養教諭等における各小中学校への給食訪問指導や食育だよりの発行、親子給食における資料の提供、バイキング給食において食事のバランスや自分に合った量、また他人への思いやりの心を考える機会等の指導、家庭科の授業での1日分の献立作成指導、中学校の部活においてのスポーツ栄養指導等さまざまな方法によりまして食育指導を実施しております。

また、市・県農産物の利用拡大及び地産地消の推進、食と農の理解促進を図るため、学校、農業者等が連携して学校給食への食材の提供事業等を行っております。今年度におきましては10月1日、2日及び5日の3日間に、とちぎをまるごと地産地消理解促進事業を活用し、市制10周年記念献立として、地産の食材をメインとしましたオール県内産の食材を使用した給食を提供いたしました。特に本市特産である中山かぼちゃを活用したここなす姫献立などは、子供たちの中で一番人気だったようでございます。

さらには、市栄養士等による食育の事業や市内保育園、幼稚園の幼児、保護者及び児童を対象に出前食育教室を継続的に実施し、健康や食生活に関する知識の普及・啓発及び食育の推進を図っております。今後につきましても関係機関と連携を密にし、児童生徒やその他の保護者等に対して食と農の理解推進を図り、食育や地産地消の推進に努めてまいりたいと思っております。

2つ目の学校給食の盛りつけについてですが、現在の学校給食におきましては食の多様化により和食のみならず、さまざまなメニューを提供しております。近年、世界においても、日本食は健康ブームに乗り注目を浴びておりますので、給食においてもいま一度和食を見直す時期にきているのかもしれない。

日本を代表する懐石料理のような華やかさを給食で表現できれば、今よりさらに楽しい給食が提供できるかと思えます。しかしながら、子供たちが配膳するということや給食時間の少なさ、食器の数、形状及び食材が限定されていること等を考えますと、和食をという形で幾つもの食器を使い、そして彩りを考えた給食を構成するというのはなかなか難しい状況であるかと思えます。

今後とも給食内容のさらなる彩りの充実や、食器等の見た目や大きさ等に気をつけながら、議員がおっしゃったような給食に少しでも近づけることができるように、また今後努力してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私は今回、市長、教育長に対しまして3項目にわたって質問をいたしました。一応答弁の形はなっておりますが、まだまだ納得のいかないところがありま

すので、再質問させていただきます。

残りがもう40分切りましたね。到底これは全部の質問が再質問できないのではないかと思います、尻切れトンぼになっても途中までやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、河川の災害復旧についてです。市長御承知のとおり、荒川は県管理の1級河川ですね。それで、源流というのは塩谷町の高原山にあるのですが、それから延々130キロほど流れまして那珂川に合流するわけですが、その間、すごい蛇行しているものですから、増水の都度、堤防があふれたり、または堆積土を河川に残しているわけです。栃木県では道路の整備は着々と進められているなという感じを持っているんですが、反面、河川の防災は遅々として進まず、そのような感じを持っております。

先ほどの市長御答弁によりますと、荒川の改修要望活動は続けているようでありますから、市長の御努力は認めます。しかしながら、今年9月の増水でも、御承知のとおり荒川だけでも7カ所溢水をしておりますが、このところは今まで何度も繰り返しております。このままでは、来年もまた増水の際には、堤防があふれるのではないかと考えているところであります。

このように溢水する箇所があることを知りながら、河川改修の予算がないとして、手をこまぬいていいものかどうか。これは河川法の中できちっと決まっているんです。河川法については前もって建設課長に勉強しておいてくださいと申し渡しておりましたから、わかってはいると思うんですが、市長、河川法の中にこう書いてあるんです。第16条に、河川管理者は、降雨量、地形、地質、その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生する区域については、災害の発生を防止し、または災害を軽減するための必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならないというんです。にもかかわらず、わかっていながらやらないということは、私はこの河川管理者の義務違反ではないと思うんですが、市長、この辺のところはどのように判断されますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 前もって議員のほうから建設課長に御指示があったようでございますので、それら勉強の後を私は受けておりますので。河川災害対策について、河川法第1条あるいは16条の2に定める河川管理者の管理義務を果たしていないとみなされないかという御質問だと思いますが、河川管理者の責任については解釈が専門的な面がございますので、私の見解というよりはこれまでの裁判の事例を紹介させていただいて、答えにかえたいと思いますが、よろしいでしょうか。

水害に伴う裁判は2例ほど挙げさせてもらいました。昭和47年7月に大阪府大東市において、大雨による洪水で市内の川が氾濫したということがございまして、大東水害訴訟が発生をいたしております。また、昭和49年9月に発生した東京の狛江市の水害では、民家が19戸

流失して、長年にわたりまして裁判で争われた、いわゆる多摩川水害訴訟があります。

そのようなところから、まず大東水害訴訟での最高裁判所の見立ては、結論から言いますと、河川管理者たる国には損害を賠償する責任はないと判決をしているんです。一方、多摩川の水害訴訟では、本件事件に即して具体的に判断すべきものもあるとして、この判断もその対象なんですよね。そういったことで、多摩川水害訴訟では国の管理瑕疵を認めているということになっているんです。そういった最高裁の判決がありますが、判断が分かれているようでございます。多摩川の場合は改修済みの河川で発生した水害。その他の未改修、改修途上のほぼ全ての判例は大東水害訴訟と同様の河川管理者の責任範囲が限定されているとして、国の管理瑕疵なしという判断になっているという判決内容でございますので、答弁になってないかもしれませんが、案件の事例からすると、そのような河川管理者の責任の判断が出ているようであります。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私はこの河川法については建設課勤務時代から、自分の商売柄、勉強はしていたんですが、例えば今年の常総市の災害も決して自然災害ではない、人災だと私は判断をしております。そんなことで、河川法を今回の被災者が知っているか知らないか知りませんが、全く悲惨な災害だったなと私は感じています。

今、判例を2つ示していただきましたが、判例は違っていても、いずれにしてもこういった河川法には決まりがありますので、ぜひこれらを盾に、今後とも河川の改修についてはさらなる御努力をいただきたいと思っております。

次をお伺いしたいと思います。栃木県の河川の中で土砂が堆積して、水があふれるような危険箇所が300カ所ほどあるというふうに新聞で報道されております。先ほどの答弁の中には三箇地区のしゅんせつ工事、土砂の取り除きがもう既に実施されたとあるんですが、こういった土砂の堆積場所というのは、荒川だけでも結構ですから、何カ所ぐらいあるのか、そういうことは把握されているのでしょうか。担当課長はわかっていますか。

○議長（佐藤昇市） 都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 1級河川については、県のほうで管理しているという面もありまして、市では現在、土砂が堆積しているところが何カ所あるかというのは把握していない状況です。それでも直接窓口に来たり、あと市政懇談会等で土砂のしゅんせつを希望される自治会もありますので、そのようなときには直接土木事務所とか那珂川上流出張所のほうへ要望しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 市長は市の防災計画の中でも市民の生命と財産を守ると規定されておりますので、これは市のほうからもそういったしゅんせつが必要な箇所については積極的に、これは自治会長を通じても結構ですから、調査をして、これらについても河川管理者宛てに要望していただきたいと思っております。

次に、河川整備計画についてですが、これも河川法の第16条の2だと思いました。河川管理者が河川整備計画を定めようとするとき、それは関係市町村の意見を聞かなければならないということになっているんですが、こういった意見を聞いた中で市内の1級河川の整備計画を定めたというところはあるんでしょうか。これは聞いていませんか。

○議長(佐藤昇市) 高田都市建設課長。

○都市建設課長(高田喜一郎) 那珂川については国のほうで、また荒川を初め、その他の1級河川については県のほうで管理しているものですから、それぞれ整備計画を定めています。那珂川については現在、整備計画の見直し作業をしているところです。荒川については平成26年に変更したところです。

以上です。

○議長(佐藤昇市) 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) そこまで承知しているのなら、この河川計画の内容は十分承知していると思います。その計画に沿って、ぜひ実施されるように注意、要望を出してください。

次、ダムของ放流について1点お伺いしたいと思います。本市の河川に関するダムは西荒川ダム、東荒川ダム、これはいずれも塩谷町ですね。それに矢板にある寺山ダム、この3つかと思います。ダムの放流は、ダム上流に多量の降雨があった場合、ダムの決壊を恐れて最大毎秒10トン程度放流すると聞いております。そこで伺いたいんですが、今年9月の豪雨の際、ダムの放流はあったんでしょうか。あったとすれば放流のための影響、例えば荒川は溢水したためにあふれたという事象、そんなことが見られたんでしょうか。

○議長(佐藤昇市) 清水総務課長。

○総務課長(清水敏夫) ダムの放流につきましては、今回の豪雨によりまして、先ほど出ました3ダム等についても放流を行っております。放流につきましては、私どものほうに通常の放流以上の流入量がふえての放流というのは、逐次連絡が来ることになっております。それで、今回はそれ以上に計画規模を超える洪水時での操作という、私らも何だかわけのわからない通知が来ました。その中で、ダムもいよいよだめになっちゃうのかなという危惧を抱いてよく中を見たんですが、流入量が計画最大放流量を上回るようなおそれがあるということで、具体的な流入量と放流量の数字について通知が来ております、ファックス等で。

これらについて当時のネットのダム情報等でもできたかと思うんですが、私どものほうに來

ている数字を見ますと、それぞれ頻繁に出されておりますが、流入量を上回った放流というのは1回だけあったのみで、それ以外は全て流入量が放流量を下回っている、流入量を超す放流はしていないという状況でございます。ですので、ダムで大量に放流をして、それが先ほど来言われています、うちのほうの浸水災害とか、そういうものに結びついたという関連性は見られなかったところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、ダムの放流はあったんですね。今回は放流による悪影響はなかったと言いますが、私の記憶するところではこの上流のダムは百害あっても一利なし、那須烏山市にとっては。私はこのようなダムに対しての解釈をしております。これからもダムの放流に当たっては、十分ダム管理者と市が意見交換をした中で放流の手続をしてもらいたいと思っております。

次に、防災放送について。これも清水課長のほうかと思いますが、今年9月9日の豪雨のあった深夜、大雨洪水を知らせる防災放送がありましたね。多分、烏山地区のほうは広報車が回ったかと思いますが、ところが激しい雨音でほとんど聞き取れなかったんです。これは課長も御承知のことだと思います。それらのことがあってか、緊急告知ラジオとして、我々議会議員も含めまして250台ほど配布しましたが、これで全て用が足りると思っております。これからは高齢者がふえ、聴覚に障がいのある方がますますふえると思いますので、それらの対策も含めまして、これからの伝達方法についてはさらに配慮していただきたいと思っております。

次に、これは上下水道課長に1点お伺いします。この9月の豪雨により、県内では水道施設が水没するという被害があったと聞いておりますが、那須烏山市の水道施設に危険の及ぶようなところはなかったのか、またこれからも絶対がないんだと。例えば堤防が決壊しても今の施設は安全なのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） ただいまの質問に対してお答えします。今回の豪雨につきましては被害はありませんでした。ただ、堤防の決壊等があった場合には、過去の例でも何カ所か被害を受けているところもあります。ですので、今後についてもそういう事例があれば、被害を受けるところは何か所かあります。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは新聞報道によりますと、今回の水害による県内の8つの市と町の災害復旧費は予算額で40億円、県関係では何と348億円も計上したそうです。さらに、農業関係の被害が68億円。そうしますと、9月の災害で総額456億円も被害を被ったとい

うことになるわけです。この被害額を堤防工事に向ければ、相当河川改修が進むのではないかと思います。先ほども申し上げましたように、災害は最近は忘れないうちにやってくると言われておりますので、ぜひこれからはさらなる対策、県に対して、市長、要望をお願いしたいと思います。

時間がないものですから、このぐらいではしょうらせていただかざるを得ないと思います。

次に、教育長に対して何点か質問をしたいと思います。

田代教育長就任直前の議員全員協議会の挨拶の中で、私も強烈に記憶に残っているんですが、全国学力テストの成績をトップレベルに引き上げたいと。このことについては相当意欲を持っているなど。那須烏山市の子供たちの成績が悪いのをどうして知ったのかなと思うぐらい、私、このことについて注目をしました。そのように学力テストには特に強い関心をお持ちの御様子でしたから、6月に続きまして今回もこの件について質問をさせていただきました。

そこで、都道府県ごとの成績が8月の新聞で公表されましたね。これは田代教育長も御承知のことだと思います。ところが、この公表については、田代教育長は消極的ともとれる御答弁には失望しているところであります。11月の広報に載せました。これは私も見ました。しかし、ここに具体的な数値はないです。文言を読みますと、私は少々国語の能力がないものですから、意味不明、理解しがたいところがあります。例えばこういう文言がありましたね。各教科とも全国の平均正答率とほぼ同程度の結果でしたと。このほぼ同程度というのは、四捨五入して全国平均よりも高いのか低いのか、その辺のところは少々理解しがたいんです。一般的にほぼ同程度といった場合には、そこに達しない、それより下なんだが、おおむねそれに近いよと。そういう意味なのかなというふうに私は解しているわけですが、この辺のところははっきりしませんね。

さらに伺いますが、栃木県全体の成績は47都道府県中、小学6年生は38位。最下位のほうです。47分の38ですから。これは3科目の平均ですよ。中学生は29位です。これも全国平均を下回っています。ですから、本市小中学生の成績が全国とほぼ同程度という教育長の評価ですと、栃木県は低いんだから、栃木県内でも那須烏山市の子供の成績は上位と理解してよろしいのか、この辺のところはどうですか。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 非常に難しい御質問ですが、同程度ということですので、上になったり下になったりという、教科によって、また学校によってかなり差がございます。余り細かい話はできませんが、学校によっては県内市町の最上位を超えているという学校もございます。もちろん下のほうも若干あることはあるんですが、そういうことでかなり学校差または教科によって差がございますので、一概にこれこれこうなのだという言い方はかえって誤解を招くと

ということで、発表その他は控えさせてもらうとともに、その前段階で、まずどの教科につきましてもさらに学力向上を図っていくということで対策を練っているということです。

県のほうでも教職員に対する学力向上推進の研修等を緊急で開きまして、塩谷地区が一番早く開かれたんですが、市内の小中学校の先生に多数参加していただいて、当初もう少しということでしたので、さらに各校長にお願いして人数を出してもらったということで、塩谷南那須地区でやった研修会の半数近くまでは本市の職員が研修を受けております。先生方につきましては忙しい中でしたが、そういったことで学力向上に向けて並々ならない決意と熱意をお持ちになっていると判断しております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 相当な波があると。しかし、学校によってはトップクラスもあるということで、安堵いたしました。那珂川町の教育委員会では秋田県の指導法を学ぼうとして、今年の8月から既に視察を始めているそうです。ですから、那須烏山市も成績が悪いなら、何らかそのような方法も必要かなと思いましたが、既に上位の学校があるとすれば、その学校に倣えばいいわけですから、ぜひそこらを基準にして、さらなる努力をしていただければいいのかなと思っております。ぜひこの辺のところは実施してください。

それと、ちょっと反論したいと思うんですが、学力調査は結果の公表を目的としてないということなんですが、文部科学省では公表していますよね。私が考えるのに、公表している理由は、全国学力テストの経費はおよそ55億円もかかっているそうです。そうしますと、今回受験したのが222万人ですから、それで割りますと、1人当たりのテストの経費が2万5,000円もかかっているんです。これほどの多額の費用をかけているために、国民に対しての説明責任があるなということ。もう一つは、都道府県ごとの学力を具体的な数値で公表することで、それぞれの教育関係者はさらなる努力をしてくれるだろうということから新聞報道しているのではないかと思います。多分そうじゃないかと思います。にもかかわらず、田代教育長は何ゆえ公表できないのでしょうかということです。

私は学校別成績の公表を迫っているわけではありません。中学校3年生全体、小学校は受験をした6年生全部の成績、その評価を何らかの形で公表していただければ、これは私らも十分理解しますから、そのようなことで教育長が案ずるようなことは何もない。でありますから、学校間の序列、競争にもつながることは全くないと思っています。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 議員のおっしゃることももっともではあるんですが、御存じのように統廃合がかなり進みまして、以前のように30校も40校もある時代とは違いまして、既に中学校は御存じのとおり2校、小学校は5校と。しかも小規模校がそのうち3校を占めるとい

うことで、全体で出す場合にも、どうしてもそこに次はどうなっているんだという憶測をどうしても呼んでしまう。特に小規模校におきましては、学年によっては1桁しかいない学年もございますので、そうなった場合に学力向上よりは、だれが足を引っ張っているんだみたいな話にもなりかねない部分もございますので、現在のところはまずそれ以前に、先ほども申し上げたように、学力を向上させるということで対処してまいりたい。

先ほど議員もおっしゃっていましたが他県の視察につきましても、秋田県に昨年、那珂川町が行っていますので、先日、実はその報告会で状況等をよく勉強させていただきました。それらをもとにしまして、来年度につきましてはできれば本市も学校の代表教員、特に中堅になって引っ張っていただける先生方を派遣して、勉強してもらいたいという計画を持っておりますので、予算その他で出てきたときにはぜひ力強い後押しをしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） なぜここまで私はこの評価結果の公表を迫っているかといいますと、先ほど私は第1回目の英語教育の発言の中でも申したとおり、合併後10年間で大谷市長はまちづくりは人づくりとして、教育行政には予算を惜しみなく投入しているわけです。それに対して我々議会は反対したことはありません。最大限に教育費を最優先にしているわけです。にもかかわらず、那須烏山市の子供たちの成績が上がらないということは何ゆえなのか、その原因が知りたいんです、成果を知りたいんです。だから、私は公表していただきたいと何回も何回も申し上げているわけですから、その辺のところも御理解をいただきたいと思います。うちの子供はできるのかなとかできねえのかなとか、そんな単なる考えで、おもしろ半分には聞いていたわけでも何でもありませんので、興味半分でもありませんので、ぜひその辺のところは理解していただきたいと思います。

それで、もう一つ教育長に反論したいと思います。先ほどの答弁の中で、調査によって測定できるのは学力のごく一部だと。だから、それを評価して、子供たちが頭がいいとか悪いとか、そう評価すべきでない。それは私もわかりますよ。3科目ですから、今年の場合は。しかし、教育長、日本では江戸時代から生きるために最も必要なのは教育。これはまず読み書きと算術、礼節教育ですよね。読み書きそろばんと言っていましたから。これですよ。そこで、全国学力テストでも最も重要な国語と算数、これを毎年出題しているのではないかと考えております。今年は理科も加わりまして3科目になりましたが、これだけで学力というのはほとんど推しはかれるのではないかと考えております。3科目のテストの結果、成績の悪いのは総じて悪い。私はそう考えております。その辺のところいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ただいまの中山議員の御指摘についてですが、学力の一部であるというのは国語という教科全体の中の一部ということで、現在行われている全国学力テスト自体は、教科は国語、数学、理科を含んだりしますけれども、その中のごく一部分についての考え方ということでありますので、この結果は国語の教科全体の学力の結果ではございません。その点について、問題等を既にごらんになっているとは思いますが、ふだん試験を受けている生徒の問題とはかなり様相が違った問題形式または答え方になっておりますので、それについては今後さらに各学校その他、先ほどの視察等を含めましてやりながら、ある程度システム化を図ってまいりたいと。

私も勉強させていただきましたが、秋田県その他上位県には大体同じやり方の授業形態が徹底されているというところもございまして、それらについては今後さらにどの先生がやってもある程度のところまでいけるまで、もちろん先生によって個性もありますし、学校、それから教育環境も学校によって差がありますから、全部が全部同じようにはなりませんけれども、ある程度の部分まではそういった共通したパターンが必要なのかなという考えは持っておりますので、そのためにも今後さらに先生方の研修及び他県の状況等の情報収集について徹底してまいりたいと思っております。

教科の内容については、今回のこういった試験については国語の学力そのもの全てをはかる国語ではなくて、その一部ということで、学力の一部というのは教科ではなくて、教科の一部という考えで御理解いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 教育長はその一部であると言いますが、私も高等学校の入学試験のときにテストに出たのは、本当にあれも一部ですよ。これはこの部分さえしっかりと勉強しておけば、100点満点だったのになというところはいっぱいありました。ですから、高校入試の場合も相当運、不運あるなと思ったんですが、その部分ができない子供はどこともできないということですよ。私はそう思っています。ですから、一部であっても、それは十分通用するのではないかと考えています。

もう1点お伺いしますが、私も今年の全国学力テストのこれは全部持っています。私もこれは大変関心があるものですから、小学生から始まって、中学生は到底歯が立ちません。小学生は全部やってみました。この中に毎年出るんですが、3桁程度の算数、足し算があるんです。こういう3桁の足し算を出題するということは、その程度の能力がない子供も小学6年生にはいるのかなと感じているんですが、那須烏山市の小学6年生については足し算3桁程度ができない子供はいるんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 問題は単に数式だけではありませんけれども、簡単に結論だけ申し上げると、できない子もいるということになっております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） しかし、6年生になって足し算ができないということは、小学校のうちから分数が始まりますが、中学校に行ったらさらに難しい問題になっていますよね。これさらに本当にちんぷんかんぷん、授業がおもしろくなくなっていってしまうんじゃないかなと思っています。こういう子供に対してのこれからの教育どうあるべきか。数学の時間がおもしろいようにするための努力を、ぜひ教育長としてこれからも続けていただきたいと思っております。

それと、今回の学習状況の中に、新聞を読んでいるか読んでないかということについても内容的に問いかけるような調査があったと思います。新聞報道によりますと、新聞をほとんど、または全く読んでないと答えた子供が小学6年生で76%、中学3年生では81%も占めているというんです。今回の全国学力テストの結果、新聞を読んでいる子供ほど学力が上だったということなんです。これは教育長も御存じだと思うんです。本市の小学6年生、中学3年生のこの調査結果というのは出ているのでしょうか。出ているのか出てないのか、簡単でいいですから。あと5分ですから。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今、手持ちにありませんので、後でお答えいたします。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 英語教育について1点反論いたします。私は英語教育で、片言でもいいから会話のできる子供が中学3年のうち何%いるかと聞いたら、そういうことは調べてないからわからないという答弁だったと思います。ただ、英検の受験者だけは三百何名かあります。だから、相当その域には達しているんだろうということですが、英語の先生は英会話ができるか、どの程度英語が上達しているかというのは常に観察し、それで評点をつける。今は通知表というんですか、私のころは通信簿といいましたが、あそこで評価するんじゃないかと思えます。では、今、英語の担任の教師というのは、何を根拠にして点数をつけているのかなど疑問を持ったんですが、この辺のところはどうなんですか。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 子供たちの成績につきましては、中学生においては特に中間、期末の試験等をやっておりますので、それを鑑みるのと授業中の態度、提出物等々を含めて、総合的に評価を出しております。英会話の内容云々ということは通知表の評価の尺度のごく一部ということですので、その点、御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） あと3分の範囲内で質問します。

私、小学生の制服採用について質問を申し上げましたが、これも全て否定されました。私は制服を決めておけば、家庭も経済的に負担が少ないのではないかと。それと同じものを着ていれば、子供たちも平等感もある、安心感もあるのではないかということから、私は制服採用を提案したわけであります。しかし、先ほどの答弁によりますと、制服は高価であって、6年間で何着も買い与えなければならぬ。そうすると、逆に家庭の負担がふえる。だから、それは好ましくないと。そのように受けとめたわけですが、もちろんこれは私服でも。私も子育てを済ませて何年も過ぎましたので記憶にありませんが、これは1年生から6年生の場合、私服でも何着も買うんじゃないかと思っています。ですから、家庭の負担がふえるという考えは間違っているのではないかと思っていますところであります。

ちなみに今、中学生はネクタイ込みで3万4,000円だそうです。これはびっくりしました。これほど高価なのかと思いました。しかし、幼稚園はブレザーとズボンで1万3,360円です。ずっと安いです。3分の1ぐらいですね。ですから、私は小学生の制服というのはそれほど高価でなくてもいい。昼休み時には運動もできるような、だぶだぶということではないですが、そのぐらいのゆとりを持ったジャージに近いような制服にしておけば、何ら問題はないのではないかと。私は決して高いものにしろと言っているわけではありません。そのような考えから、私は制服採用も一つの方法ではないかなと思ひまして質問したわけですが、このことについて、あと27秒ほどありますので。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 制服につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。それから、小学校に授業参観その他で行くと、非常に個性豊かな感じで、児童たちが自由に伸び伸びと授業をそれぞれ私服で受けておりますし、高価なものを着ているような児童はおりません。ほとんどふだん着で来ておりますので、新たに制服で、逆に経済的負担をかける必要はないのではないかなと考えております。

○15番（中山五男） 議長、残念ですが、これで終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき、2番小堀道和議員の発言を許します。

2番小堀道和議員。

〔2番 小堀道和 登壇〕

○2番（小堀道和） 議席番号2番の小堀です。一般質問第1日目の3番目です。眠くなる時間帯ですので、1時間ぐらいの質問なのでおつき合い願いたいと思います。いつも時間が難しいので、早速質問に入りたいと思います。

今回は大きく2点についての質問です。

まず、1点目ですけれども、大規模自然災害への備えについてです。先ほど中山先輩議員の質問があったように、今年9月に関東及び東北地方を襲った台風18号の被害、これは甚大でした。本県においても、本市を初め被害が発生しましたがけれども、鹿沼市や日光市、栃木市、小山市の被害は想像を超えるものがありました。鹿沼市災害ボランティアセンターのスタッフに話を伺うと、今まで防災訓練として準備していた内容とはかけ離れたレベルの問題に遭遇し、対応が後手後手になってしまい、大混乱したとのことでした。

そこで、本市においても今までマニュアルなどを準備し、訓練していた内容を全面的に見直し、備えを万全にすべきと考えました。本質問が、市の当局や社会福祉協議会及び関係団体にとって素早く、有効に機能できる体制づくりのお手伝いになることを願って一般質問いたします。

3つあるんですけれども、1番目、今回、ボランティアセンターを立ち上げた鹿沼市や栃木市などは、市当局及び社協の防災対策関係のマニュアルを大幅に見直すとのことでありますけれども、本市はどのように対応するかを伺うものです。

2つ目ですけれども、想定外の被害対応に混乱した鹿沼市や栃木市などのボランティアセンターの対応を教訓にして、本市ではどのような備えを改めて準備すべきと考えているか、人、物、金、情報、その他に分けて説明を願いたいと思っています。

3つ目ですけれども、上記質問の中で、特にボランティアセンターのスタッフについては質及び量、量は人数ですけれども、これらがセンター機能の成否を決めるとのことでした。本市においては、市役所や社協職員及び平日も参加可能な市民ボランティアスタッフを募り、事前研修や訓練をすることが有効と考えますけれども、これらについての見解を伺うものです。

続いて、大きな2つ目ですけれども、元気な健康高齢者をふやす健康福祉ポイント付与制度についてです。

少子高齢化が加速度的に進んで、医療費や介護福祉関係費用がふえ続ける状況でありまして、自主財源比率が県内ワーストである本市においては対策が急務であって、有効な方策としてポイント制度導入を前回の議会で提案しました。論議半ばで時間切れになった点を中心に質問い

たします。

この3つなんですけれども、まず1つ目、本市は旧南那須村時代に長寿栃木県ナンバーワンで表彰されたほど長寿村でした。現在は健康寿命を大切にしている取り組みをしていますが、栃木県は全国でも最下位グループなんです。本市は、県内のデータを見ますと女子は4位ですけれども、男子は15位と落胆する結果です。みずから健康を呼び込む体力づくりや、介護福祉活動等社会貢献活動にも積極的に取り組む健康高齢者づくりに大きな後押しとなるポイント付与制度導入を宣言し、健康長寿まちを目指すべきと考えていますけれども、改めてこれらについての見解を伺いたい。

2つ目、本市においては数年前に、子供及び高齢者の見守り活動に関して、参加者の健康増進活動として国のIT関係助成金を活用したポイント付与制度を立ち上げ、推進したと聞いております。活動を振り返って、成功した点と反省すべき点がノウハウとして蓄積されたと思えますけれども、新たなポイント付与制度を導入し、成功させるためにどう活用できるかを伺いたいと思います。

3つ目ですけれども、ポイント付与制度を成功させるためにはスタッフ主導型ではなく、参加者みずから楽しく活動する自主管理型の運営方法が鍵となることを、先進自治体の成功事例が教えてくれています。本市においても、運営方式や特典などの工夫を含めて導入する場合の見解を伺いたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは2番小堀道和議員から、大規模自然災害への備えについて、そして元気な健康高齢者をふやす健康福祉ポイント付与制度について、大きく2項目にわたって御質問いただきました。質問の順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、大規模自然災害の備えについてお答えをいたします。御案内でございますが、本年9月の関東・東北豪雨のときには本市におきまして初の大雨特別警報が発令されました。幸いにも大きな被害に見舞われずに、大事には至りませんでしたことはまことにありがたく、本当に記憶に新しいところであります。

まず、1点目でございますが、備えあれば憂いなしの言葉のとおり、近年におけるゲリラ豪雨等の異常気象の多発を鑑みれば、過去の教訓というものは大切でございますが、避難指示等の伝達マニュアルや災害対策本部設置等のマニュアルなど、時代に即応した内容精査は必要であると認識をしています。既存のマニュアルに関しましては、小堀議員からの御提案にありますとおり、鹿沼市や栃木市のような体験を通じたノウハウを見聞しながら、本市の地域性に合

致したマニュアルの見直しを行っていきたいと考えております。

さらには、ボランティアセンター立ち上げに関するマニュアルなど、本市においては胸を張って提示できるものはございません。ボランティアセンターそのものの立ち上げ段階から円滑なる運営に至るまでのもろもろの事案に関し、個々精査に努めた上で、マニュアルの構築を図ってまいりたいと考えております。

加えて、そのマニュアル作成に関しましても、社会福祉協議会と連携を密にし、時代に即した内容改訂に努めたいと考えております。

2点目でございますが、まず物に関しましての質問であります。建物、場所についてであります。本市におけるボランティアセンターの設置候補といたしましては、きちんと明示をされているものはございませんが、一度に多人数をさばくことが可能な面積を有している、避難所として使われていない大規模な公共施設が現実的ではないかと考えております。

次に、機材調達、管理でございますが、資機材の管理に関しましてはある程度のマニュアル化は進んでおります。しかしながら、調達面に関しましては、災害協力協定に基づく優先供給の仕組みづくりのみでございまして、その他の調達手法に関しましては、今後、調達範囲拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、人に関しましての質問であります。ボランティアセンターのスタッフ体制についてであります。小堀議員のおっしゃるとおり、市役所の職員を派遣するのも有益であるものと理解できるところでございます。優先順位を考察するに、災害対応の公助の部分で第一義といたしまして、ボランティアセンターへの職員派遣に関しましては状況をよく勘案した上で、柔軟に対応できるよう善処してまいりたいと考えております。

次に、情報に関しての質問であります。議員の御指摘のとおり、関係団体等への情報伝達網の構築は優先的に見直すことと考えております。

次に、ボランティアセンターの運営に関しての御質問でございます。当該センターの運営に関しましても社会福祉協議会と連携を図りつつ、自治会長、民生・児童委員の皆様方からの情報を優先的に収集し、ボランティア活動の支援箇所の優先順位づけ、マニュアル化を構築していく必要があるものと考えております。

次に、その他の内容に関しての御質問でございます。小堀議員のおっしゃるとおり、被災者にとりましては被災直後における身体的疲労、あるいはけがや時間が経過しての精神的疲労へのケアは大変重要であると理解をしております。災害におけるハード面での支援だけでなく、ソフト面での支援もあわせて実践できるよう善処してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、ボランティアセンター運営に関しましては市職員、社協職員の事前研修や実地訓練、ボランティアスタッフなどの募集拡大等々、いつ来るかわからない災害に対

しての日ごろからの準備は、いざというときの糧になるものと信じております。

今後におきましても議員からの御提言を真摯に受けとめながら、大規模自然災害への備えを構築していくことと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、元気な高齢者をふやす健康ポイント付与制度についてお答えをいたします。本市は超高齢化社会を迎えまして、市の総合計画の基本理念である「安心して暮らせる思いやりのまちづくり」のもとに、事業を展開いたしております。議員御指摘のように、健康長寿を目指すまちづくりは最重要課題と捉えております。今年度は地方創生事業のロングライフプロジェクトといたしまして、高齢者が安心して住みなれた地域で生活をしていくための試みといたしまして、健康長寿プランナー養成事業、健康長寿セミナー開催事業、子育て世代との交流事業を展開していただいております。

健康長寿プランナー養成では、高齢者が健康長寿で過ごすための手法を学び、地域の生活支援等について高齢者自身が考え、行動していくものであります。

また、健康長寿セミナーは、これまで地域に出る機会が少なかった方が地域デビューする機会をつくるとともに、地域貢献を体験するものであります。

そして、子育て世代との交流事業は、子供たちとの交流等を通し、これまでになかった生きがいを創出していくものでございます。この事業では、今年度新たに約160人が参加をされ、次年度も事業を継続、実施をしていく予定でございます。

国は介護保険制度を改正いたしまして、地域包括ケアシステムを構築することで、社会保障制度の安定化を図ろうといたしております。高齢化が進んでいる本市におきましても、地域の身近なところでの支え合いの仕組みづくりを充実させることが重要と考えておきまして、ふれあいの里事業や介護要望サポーター事業等を実施いたしております。元気な高齢者については、地域貢献を意識しながら、自主的に活動できる体制づくりが重要であると考えております。今後もこの地域にふさわしい手法で、健康長寿のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

2点目の国のICT関係補助金を活用したポイント付与制度の取り組みについてお答えをいたします。地域ICT利活用モデル構築事業では、携帯電話を活用して児童及びひとり暮らしの高齢者の見守りに取り組んだ結果、ある一定の効果が得られました。特に児童見守りにおきまして、50万歩を達成した参加者に農産物直売所のお買い物券を発行することで、参加意欲の向上にもつながりました。

一方、議員提案のボランティアポイントを活用したまちづくりについては、画期的な取り組みであると考えております。しかしながら、ポイントを付与するに当たりましては、登録及びポイントを管理するシステムや人員配置等に大きな課題もございます。

3点目の本市独自のポイント付与制度の導入についてお答えいたします。健康長寿を延ばすための動機づけといたしまして、県内では4市がポイント付与制度を実施しておりますが、まだ始まったばかりでありますことから、その事業効果については現在、精査中との回答をいたしております。3市においては何を目的に導入するかを現在検討中とのことでございました。

本事業は、健康に関する事業やイベントの参加、特定健康診査、各種がん検診を受診いたしますとポイントが加算され、たまったポイントにより景品がもらえたり、割引が受けられたりと参加者に特典があることで、健康づくりへの励みと行動変容に結びつける事業でございます。健康長寿の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに社会生活を営むための機能をいつまでも維持することが重要でございまして、市民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣のあり方について理解をし、主体的に取り組むことが大切であると考えております。

そのため、本市では昨年度から集団健康診査の自己負担額を減額し、受診率向上の取り組みによりまして市民の健康維持に努めております。これは受診者から好評をいただいております。平成25年度と比べまして、昨年度はがん検診等の延べ受診者数が約1,000人の増加となっております。また、今年度のがん検診より胃・肺・大腸がんが2名ずつ、前立腺がんにつきましては6名が早期発見をされております。今後も先進自治体の受検勧奨の方法等を参考にし、積極的にあらゆる機会に意識づけを図ってまいりたいと考えております。

なお、議員提案のポイント付与制度につきましては、地方創生先行型交付金を活用したまちづくりチャレンジプロジェクトにおいて、採択団体が調査研究の取り組みを進めております。本市においても連携を図ってまいりたいと考えております。また、先進事例を参考に事業の効果等も調査研究してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 答弁ありがとうございます。かなり進んでいるなというものと、あとはまだまだこれから検討してほしいなと思う面がありますので、追加の質問をいたします。

まず、一番最初の大規模自然災害への備えについてですけれども、今年9月に関東、東北を襲った台風18号の被害、これは本当に大きかったと思います。特に先ほど紹介した市は大きな災害を受けております。それと、茨城県常総市においては、いまだに被害の爪跡が残ったままのところが多くある状態であります。

私たちボランティアチーム龍JINも、2回ほど鹿沼市でボランティア活動に参加しました。鹿沼市災害ボランティアセンターのスタッフに話をたくさん伺いましたけれども、今まで防災訓練として準備していた内容とはかけ離れたレベルの問題に遭遇しまして、本当に大混乱したということでありました。鹿沼市など県中央部を襲った台風18号は毎時50から60、ある

いは100ミリの激しい雨が四、五時間以上ずっと降り続いたということでありまして、その結果、市内を流れる黒川、この黒川ばかりでなくて、その支流や田園地帯を流れる、我々は掘りっこと呼んでいますけれども、こういう用水路、さらにはサワガニが生息しているような湧き水、こんな水路までを一瞬で恐怖の濁流と化してしまったことが、大きな被害をもたらした要因になっています。

鹿沼市の被災地マップを見ますと、用水路や湧き水レベルの水路のほとんどが被災地を示すマーキングが記されておりました。大洪水による被害の範囲が大きかった様子がうかがえます。

また、このすさまじい降水量はたくさんの崖崩れを発生させているんです。テレビで報道されていた死者が出た崖崩れの現場は、周りを見るとあたり一面ほとんどが崩れている、そういう状態でした。これを本市で見ますと、那珂川や荒川に面している流域はもちろんのこと、鴻野山とか曲畑、中山、八ヶ代、大桶、興野、こんなところの用水路が民家を押し流す被害になっているレベルなんです、このすさまじい雨というのが。

水害ばかりではなく、今、本市で崖崩れを心配している場所は、被災する可能性は高いと思われれます。最初にボランティアに行ったところは、サワガニが生息する湧き水なんです。これが鉄砲水になってあつという間に砂利と泥が家の周りをのみ尽くしてしまった場所での砂利と泥の撤去作業だったんです。どうしてこんなところかって、被災の状況がすぐには信じられない光景でした。このような被害状況は過去に例を見ないものでありますけれども、全国レベルで次々に発生していることを考えると、本市においてもいつ発生してもおかしくないのが現実だと思えます。鹿沼以上の被害がいつ発生するかわからないと実感せざるを得ませんでした。

そこで、本市においても今までマニュアルなどを準備し、訓練した内容を全面的に見直し、備えを万全にすべきと考えて今回取り上げることになりましたけれども、先ほど市長から全面的に見直さなきゃいけないという話がありましたけれども、私のこの質問が契機となって、市当局や社会福祉協議会、関係団体が素早く、有効に機能できる体制づくりのお手伝いになることを願っています。

それで、今回の大きな被害状況に遭遇して、災害に関する市民への情報提供、特に刻々と変わる被害予測の大きさに伴って、避難指示の伝達要領、災害対策本部設置等のマニュアル及び訓練方法についての見直しが必要と思えますけれども、改めて見解を伺いたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） これらの災害対策本部設置から、また災害対応のマニュアル等、市の地域防災計画に網羅されておまして、それに基づく市職員の行動マニュアル等も東日本大震災の教訓を踏まえて随時改正を行い、またそれに伴った訓練等も土砂災害避難訓練、水防訓練、そして自主防災組織が実施する防災訓練と連携をとって訓練を行ってききましたが、今回

の大災害がもし本市を襲ってれば、そういう訓練がしっかりと現場で活用できたかという、非常に不安な点というか、相当な混乱に陥ってしまったのではないかと感じております。

私どもも昭和61年、平成10年、東日本大震災後の平成23年の大水害、それらにおいても想定外ということで、かなり後手後手な対応になった面がございます。そのようなことでいろいろ訓練、また防災計画の見直しを行っていますが、それらの現場の対応が難しいような状況がありますので、どこら辺を想定すればいいかというのは難しいものです。昭和61年のときも本市において総雨量300ミリ、これが私たちにとっては最大の雨量だと思ったのが、今回は鹿沼の上流方面では総雨量600ミリ、その倍降ったということです。ということは、そこまで考えていくと本当に対応し切れない。ましてや本市は400カ所も土砂災害警戒区域がある場所です。ほとんど市内にその危険でない箇所はないという状況ですので、どうしようもないという状況もございますので、今後、先ほども言っていますようにマニュアル等、またそれらのものに対する対応の見直しはやっていかないと間に合わない。そのように痛切に感じています。

また、今回については反省点もいっぱいあります。避難準備情報、避難勧告等の発令が出せなかったという反省点もございます。これらの点についても、常日ごろ台風のとときとか、そのほかこういう集中豪雨のときに早目に準備を進めるというのが今回生かされなかった点もありますので、それらの点も十分に反省して今後の対応の糧にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） いろいろ反省点があるんですけども、やらなきゃいけないってどこまでやるんだというのは、今言ったような想定をせざるを得ないと思うんです。そういう中でも優先順位をつけたりなんかしなきゃいけないと思うんですけども、特に情報伝達というか、避難勧告、常総市は今、何回もテレビで紹介されていますけれども、一部で避難勧告が届いてないところがあって、どうしてなんだみたいなところがあるんですけども、そんなのも十分されるような見直しはしなきゃいけないと思います。

それと、危険箇所立ち入り禁止の表示、緊急一時処理や災害の後の消毒処理など細かい点も含めると、全体を見直さなきゃいけないと思うんですけども、その辺、今のどうしようもないということ乗り越える回答を求めたいんですけども、どうですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それらについて、本市においては伝達手段はまだ課題が多くあります。今回、試験的に防災ラジオの配備をさせていただきました。これらの運用の拡大をどうしていくとか、また今現在は防災無線、エリアメール、テレビのデータ放送、市のホー

ムページ、ツイッター等あらゆる情報伝達手段で伝達を行っていますが、まだこれでは万全ではないということで、これらについてもまだまだ伝達手段はありますので、それらを駆使して、もちろん地域での連絡網の作成が一番有効かと思いますが、それらのものを含めてどのような伝達手段ができるか、再度プラス要因を検討していきたいと思います。

それと、発生後の冠水や土砂災害による危険箇所への立ち入り禁止表示などについては、災害時は私どものほうも国管理、県管理、市管理または個人管理、いろいろあります。国土交通省の常陸河川国道事務所とか烏山土木事務所、市の現場対応の都市建設課、農政課、それと警察署、消防署、地元の消防団または地域の方、これらの連絡体制は、こここのところ災害が頻発しておりますので、非常によくとれるようにはなっております。ですので、これらの方たちとの連携が、年度が変わっても迅速に行えるような連絡体制はしっかりと確認していきたいと思います。

消毒などの処理についても地域防災計画で担当班を決めておりますが、実際、マニュアルはどうなっているんだというところ、ここら辺も心細いところがあります。消毒についても平成23年のときに若干やったぐらいで、大規模な消毒作業というのはしばらくやっていませんので、これらについても再度検証していきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 実際にいろんな対応をしなきゃいけないというものは、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと視点を変えて、ボランティアセンターを立ち上げる状況、それからボランティアさんたちに来てもらって、いろんなお手伝いをするというところでもかなり大混乱したということなので、それについての質問に移りたいと思います。

ボランティアセンター設置から実活動までのマニュアルについては、全面的な見直しが必要ということでありまして、これはそのとおりだと思います。鹿沼市においてはボランティアセンター設置について、これは市当局から社会福祉協議会への要請で立ち上げることになっていましたけれども、今回、社会福祉協議会からの立ち上げ提案で活動がスタートしたということでした。ボランティアセンターの設置場所、さっき市長のほうからも概略説明がありましたけれども、その設置場所とか、あと組織づくり、センター内スタッフや現場指導スタッフの人員確保に配置、機材準備や支援物資の管理、支援依頼の情報集めはホームページの立ち上げや毎日の情報発信、それとボランティア募集の発信などを一気にやらなければならない大変な業務にかなりの混乱が生じていました。鹿沼市もボランティアさんが最大1日700名を超えた日が何日か続いたということで、対応が追いつかなかったということでした。

そこで、一つ一つ、人、物、金、情報、運営も含めてですけれども、分類して、先ほど市長からの回答はありましたけれども、さらに確認しながら質問していきたいと思います。

まず、物について伺います。最初に建物とか場所なんですけれども、一番の問題はボランティアセンターをどこにするか事前に準備しておく必要がありますけれども、本市の場合、大きくは決まってないということなんですけれども、鹿沼市では福祉センターを候補として決めていて、状況によりほかの場所も検討するとマニュアルに決めてあったそうですけれども、マニュアル作成時に今回のような災害を想定していなかったもので、深刻かつ具体的に決めていなかったそうです。多分これは全国的にもそうだと思うんです。それで、駐車場や機材置き場、多くのボランティアさんの人の流れ、毎日の依頼作業を割りつけていくマッチングの場所とか、活動の様子を一望できる掲示スペース等、具体的に考慮して場所を決めておくことが必要だと鹿沼市は反省していました。

実際には災害の規模によって場所が変わるものと思われまますけれども、どこに設置するかについてどう考えているか。また、夏バージョンとか、冬バージョンによっても対応が変わってくると思いますけれども、これらについては具体的に決めないと進まないと思うんですけれども、これらの見解を伺います。どうですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私も災害ボランティア活動等で東北等へ行かせていただきまして、ボランティアセンターの拠点の設置場所にかなり苦労しているなというのは体験しています。例えば石巻市においては石巻専修大学、大学の構内を借りてボランティアセンターを設置しております。また、相馬市あたりでも商工会館ですか、そういうところを借りてやっていたということで、市の防災の拠点となるところ、また避難場所となるところ、これら等についてボランティアセンターと一緒にというのはなかなか難しいなというのは、大規模災害のときに感じております。

ですので、事前に考えておくというのが必要かと思いますが、災害の状況を鑑みて、幸か不幸か、本市においては駐車場も確保できる敷地というのは、結構公共的な敷地もあります。また、そのほか、先ほど大学の例も言いましたが、協力をしてくれるところを積極的に当たって、お願いするという手もあるかと思いますが、具体的なことは言えませんが、柔軟な対応が必要なのではないかなと感じます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今の考えは鹿沼市のレベルかなと思うんですけれども、候補地として挙げて、事前に当たっておくということが大切なんじゃないかなと思うんです。候補地として

当たった場合に、大体駐車場のスペースとか部屋の数を考えると、一番は相手のほうは使っている場所が多いので、こんな可能性があるときはこんなふうなことを考えてほしいという事前の準備というか、調整が必要でありまして、この辺のことを考えて、ある程度マニュアルにも入れておく必要があるんじゃないかなというふうに鹿沼市の例を見て思いましたけれども、どうですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 例えば私どもでも避難所の開設のときには、事前に利用している方の承諾はもちろんです。これらについては緊急事態だということで、文句を言われることはありません。ただ、ボランティアセンターの設置となりますと、長期になる面もありますので、市の貸し出し施設等の場合はその条件の中に入れておくことも必要かなと感じます。そのようなことで、先ほど言った具体的にどこら辺かというのがありますが、そのことを含めて、施設の貸し出し条件の中にそのような項目も今後入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 第一の候補は多分、福祉センターとか、そういうところを考えると思いますが、それでさえも実際に部屋は使っているんです。そんなことを具体的に決めておく必要があるということを引きちんと対応してほしいと思います。

それで続いて、機材調達とか管理についてですけれども、スコップとか一輪車等のたくさんの種類の機材の準備が必要です。この手配も含めて、多分マニュアル化されていないと思うんですけれども、現在、この関係の仕事というのは中央共同募金会、日本赤十字社とか経団連が後押しして、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議、通称支援Pと呼んでいますけれども、この支援Pというネットワーク支援団体ができているんです。このプロのスタッフ派遣も含めて、機材調達も一気に準備してくれるそうなんです。

このことを鹿沼市もわからなかったんです。鹿沼市のボランティアさんの中にこの仕組みを知っていた人がいたので、そこで急に機材なんかも集まったというお話をされていました。したがって、これらへの連絡、相談の仕組みもきちんとマニュアルの中に入れておかないと、人がかわると手配漏れになってしまうということなんですけれども、これはぜひ検討の中に加えてほしいと思うんですけれども、一言だけ「うん」と言ってほしいんです。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 二言言わせてください。私どもも一昨年、災害ボランティア立ち上げを想定しまして、県の補助を受けて、一部備品の配備を行いました。発電機と折り畳み式リヤカーとかその他もろもろ、一部備品は装備させていただきました。これではもちろん足り

ませんので、今言われました団体との連絡体制を密にとれるようにしていきます。あと、スコップ、一輪車等はほかの大きな災害現場では持ち寄りということもありましたので、そういうこともしっかりと協力してくれるように訴えていくことも必要かなと感じます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） よろしくお願ひします。鹿沼なんかも岩手の雫石町とか、そういう名前が書いてあるのが全国から集まっていますので、ぜひ情報の中にインプットして欲しいと思います。

次に、人に関する質問なんですけれども、ボランティアセンターのスタッフ体制、これが大きな鍵を握っていますので、これについての質問をいたします。

鹿沼市では、ボランティアセンターの組織について、マニュアルに会長とか事務局長などをうたっていました。実行部隊としてマッチング班、資材管理班、情報収集班、現場指導班ときちんと決められていました。ただし、適正人数やどこから集まってもらうかまで決まっていないため、後手後手になったということでした。市当局からの派遣もマニュアルにはあるのですけれども、実際には派遣は困難でされなかったとのことでした。

今回の被災状況では、かなりのスタッフ人数が鹿沼市では必要でした。幸いにもいち早く東京都荒川区の社協からスタッフ派遣の提案がありまして、40名ほど派遣してくれたそうです。姉妹都市である足立区の社協も37名のスタッフを派遣してくれたとのことでした。これらは要請していないにもかかわらず来てくれた例で、ほかにも那須烏山市の社協とか、全国の社協が来てくれたそうです。

しかし、スタッフ応援者を期待して待つのは本筋ではないので、事前にスタッフ体制をマニュアルの中に明記し、訓練もしておくことが必要だと思いました。鹿沼市社協は今回の組織で、総務課の地域福祉係と総務係全員を投入しまして、福祉事業課は投入できなかったそうです。これらはマニュアルにはもちろんうたっていませんでしたけれども、今回、全体を見て判断したそうです。これらの例を参考に被害の規模を考慮し、どのレベルまでスタッフ要員にするかを決めておいたほうがいいのではないかと思います。今回の被害規模で見れば、市役所職員の一部もスタッフとして考えて、事前に訓練も経験しておく、即戦力になっていいのではないかなと思いました。

ボランティアセンターを立ち上げ、当初、1週間くらいはたくさんのスタッフが必要なんです。今回、栃木市は50名から70名規模の市役所職員を、栃木市長の判断で栃木市ボランティアセンターに派遣したと聞いています。市役所各部署も多くの被災者支援の対応業務を抱えており、大変だと思ひますけれども、優先順位を考慮して、ボランティアセンターに派遣でき

る職員を事前に決めておくことはできると思うんです。何しろ地元の土地勘を持っていることがとても大きな戦力になるんです。そして、事前に研修や訓練をしておくことで、大きな効果をもたらすことができると思いますけれども、これらについての見解を伺いたいと思います。ぜひ本市ではこの辺もマニュアルに入れておいたらいんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（佐藤昇市） 清水課長。

○総務課長（清水敏夫） 本市の社協職員も素早く鹿沼市のほうへ応援に入ったということで、非常に心強く思っております。また、これらの臨機応変な対応については、うちのほうでも地域防災計画の中で事務分掌というのを決めておりますけれども、それにとらわれず、ワンストップサービスを目指すための総務課への業務の集約とか、またはそれらの配置等については柔軟に行っていくという考え方でできておりますので、そのような考え方も必要に応じて対応していくことも必要だと感じております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） よろしくをお願いします。

さらには、リタイアして時間が比較的自由になる市民のスタッフ・ボランティアを募集して、事前研修や訓練に参加してもらって、いざというときの強力な戦力として活躍してもらおう案がありますけれども、これは即実施すべきと考えますので、この見解を聞きたいと思います。

平日も含めて戦力になる人がたくさん必要になるんです。鹿沼には、現在も東北に継続してボランティア活動をしている「チームかぬま」というボランティア団体があって、今回の災害では大きな戦力になってはいますが、平日を通して活動できるのはせいぜい2人ぐらいなんです。

本市においては、市民の中に東北の被災地に何度も参加してくれている方や、消防団OBとか市役所OBの方など、リタイアされた方の中に大きな戦力になってくれる方がいると思います。現場指導スタッフばかりでなくて、マッチングや情報集めのスタッフ業務も応援可能であると思っているんですけれども、事前にこれらの人を募集して研修や訓練をしておくことで、機動力は倍増するのではないかと思います。

リタイア組ではありませんけれども、本市消防団OBで組織されている団体とか青年会議所、JCと呼んでいる防災ネットワークの団体など、こちらにも協力を依頼すると、さらに輪が広がると思うんです。そして、平時においても定期的に連絡会を持つことで、風化しないようにすることが大切なことだと思うんですけれども、どちらにしても今回のようなレベルの災害というのはいつ起こるのかわからないので、これらの市民のボランティアスタッフの考えに関

する見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） これらにつきましては私どもも災害ボランティアのほかにも必要性を十分に感じておりまして、例えば市の消防防災会が消防団、消防署のOB等で設立されたとか、いろいろそういう活動、また東北方面へ継続してボランティアを行っていただいている方もおりますので、そういう方たちを、いざというときにはなかなかわかりませんので、事前登録制にするとか、あとそういう研修を積む機会を持つとかして、現場を経験した方というのは強いわけです。そういう方にここに入ってもらって体制づくりを進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） よろしくをお願いします。

鹿沼市ではボランティアの人数が、先ほど紹介しましたように700人も来てくれています。このボランティア作業の割りつけであるマッチング作業が大混乱したんです。何と昼近くまでかかったそうなんです。ぜひ市役所職員を初めとして、スタッフ派遣を検討してほしいと思います。

なお、市役所内の災害支援体制には温度差があるんです。特に総務課などは職員の負荷が大きくて、栃木市ではボランティア参加者の高速代無料化の罹災証明書発行の担当者は疲れ切っていたようでした。市役所内部でも相互の支援体制が必要となるので御検討ください。よろしく願いいたします。

次に、情報について質問します。先ほどボランティアセンター立ち上げ依頼の情報伝達の内容について触れましたけれども、市当局の連絡システムについて伺います。

今回の災害において、本市ではいち早く災害対策本部を設置しましたがけれども、設置したことを関係団体に連絡する規定がないために、関連団体等への連絡が滞ったと聞いていますけれども、見直す必要はないのか。先ほど答弁いただきましたけれども、きちんとやるということだったので、ぜひよろしく願いいたします。少なくとも大桶運動公園で消防訓練などを実施するときに連絡している団体には当然伝えて、準備を怠らない程度の情報をぜひ伝えてほしいと思います。この件についての答弁は大丈夫です。よろしくをお願いします。

次、栃木県内の自治体に協力を依頼する仕組みがあるのかなというのを、ちょっと疑問に感じたんです。ないとすれば、もう少しきちんとしなきゃいけないのかなと思いました。先日、真岡警察署が関係機関連絡会議を主催して、芳賀地区の市町の関係団体の今後の課題について意見交換したというふうに新聞報道されましたけれども、先ほど紹介した荒川区などを

含め、支援団体は県外が圧倒的に多いのは寂しい現実でした。

そこで今回、栃木県内の自治体に協力を依頼する仕組みについて質問しようと思ったんですけども、実際にはこの仕組みはできているというふうに聞いているんですが、それにしても鹿沼市もそうですけれども、圧倒的に他県支援が多いのですが、これはどう考えればいいんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 災害における市町村相互応援に関する協定は、県内全市町と取り交わされております。しかしながら、その細かい行動計画、運用等についての取り決めはなされていない。やりましょうというだけの話で終わっていますので、今後これらについては、具体的な行動計画等についてどうすればいいかということを進めていきたいと思っております。

なお、本市においては豊島区、和光市のほか、報徳サミット加入の17市町村、それと北茨城市が中心になっている廃棄物と環境を考える協議会加盟団体64市町村と、非常に多くと災害時の相互応援協定を締結しております。これだけ多いとどこをあれしていいかというのがわからなくなっちゃいますが、これらの町ともしっかり連携をとって、また顔の見えるつき合いをして、職員派遣等がすぐできるような連携をとっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） この辺はよろしく検討をお願いしたいと思っております。

時間がちょっとないので、特に物理的な被災関係が一段落した後に、当然ながら精神面とか生活支援のほうに支援活動は移っていきますけれども、それらについて何点か質問したいと思います。

パワー関係が終わった後、生活支援の関係、我々龍JINが石巻市の仮設住宅の皆さんのところに行って、震災後4年以上たってもまだ精神的な応援の活動を継続していますけれども、行くたびにまだまだ必要なと考えています。

ボランティアさんへの感謝の気持ちを伝える方法が、各市町村のボランティアセンターによって大きな差があるんです。集まってくれたボランティアに対して、依頼主の被災者が被災状況を説明しながら感謝の気持ちを伝えるところとか、地域の代表の方が同様の挨拶をするところなど、いろいろなんですけれども、担当スタッフがお礼の挨拶をするだけで、被災者の顔がほとんど見えないところがあります。ボランティアの皆さんは見返りなどは全く顧みずに参加していますけれども、被災者さんからの感謝の言葉があるとボランティア活動の大きな励みになって、温かい気持ちになるんです。このことは子供たちと一緒に行って、向こうの人たちの挨拶がなるかなしかで、すごい感想文が輝くんです。そういうことが大切かなと思っております。

鹿沼市のボランティアセンターでは被災者さんからの挨拶がなかったので、ちょっと無理のない範囲でお願いしましたがけれども、この挨拶があっただけで、たくさんのボランティアさんから温かい言葉がたくさん返ってきたんです。このことは小さいことかもしれないんですけれども、これが寄り添う活動になるためには本当に大切なんじゃないかと考えています。このような考えを持って、被災後の生活支援や精神的な支援を実施してほしいと願っています。

こういうふうな寄り添う気持ちがボランティア活動の原点だと伝えたいのですがけれども、ボランティアセンターのスタッフの方がたくさん市外や県外からボランティアに来てくださっているのに、市民の方が平然とテニスをしていて、ボランティアの方に挨拶もしない姿を見て、やるせない気持ちになったと言っていました。そうは言っても鹿沼市では、市の温泉施設をボランティアさんに無料で提供する制度を用意していました。ここでは私も二度ほど利用させてもらいましたけれども、おじいちゃんたちからありがたえねえという言葉いただきました。それで、鹿沼市でのボランティア活動を通して、こんな活動をずっと検討の中で寄り添うということをベースに考えてもらえれば成功するかなと思います。

今回、このような質問をしましたけれども、大規模災害を想定して、マニュアルも含めて見直す時期、これは今やらなかったらいつなるんだって、今でしょうと思いますので、ぜひ今でしょうで、この機会を逃すと多分やり切れないと思うんですけれども、ぜひお願いして、この質問を終わりたいと思います。

時間がないので。次、2つ目のポイント制度についてなんですけれども、これについてはIT情報関係を利用してポイント制度をやった経験があるので、それらを使ってぜひ成功させてほしいと思うんです。先ほど言ったように、昔、長寿村ということで表彰されたという話と、あと健康寿命を延ばすために体を動かすとか、そういうのをやるのがいいことだというふうにみんな思っても、きっかけがないとできないというのと、あとは健康な高齢者がハンディキャップを持っている人をみんなで助けていこうという気持ちがどんどん活性化すれば、当然ながらみんな健康寿命が延びると思うんです。そういう意味でもポイント制度というのはとってもいいんじゃないかなと考えていますけれども、そういう中で成功事例があるわけですが、特に大田原市の紹介をしましたがけれども、これらのことを考えて、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

先ほど市長のほうから健康をつくるための方策として健康診断無料化の話が出ましたけれども、無料化した効果というのは、先ほどがんが1,000人ぐらいでしたっけ、でも全体的にはこの効果って出ているんですか。どうでしょう。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） こちら健康診査、いわゆる健診の負担金の例えば値下げ等々、

無料化を含めて、これは26年度から実施いたしました。この中でその効果はどうかということでございますけれども、詳細については行財政報告書の中に詳細が書いてございますが、その中の抜粋で御紹介申し上げたいと思います。

胃がんの検診率につきましては、例えば25年度は受診率が11.9%でございました。これが26年度13.8%ということで、1.9ポイントふえてございます。それから、肺がんについても19が21.4ということで2.4ポイント、以下大腸がんについては1.9ポイント、前立腺がんが1.3ポイント、子宮頸がんが2.8ポイント、乳がんが1.8ポイントということで、それぞれ検診率は伸びた状況にございます。ということで、受診率において効果があったということ、それからそれに伴って精密検査、要精検のものに対してもよく説明することによって、先ほど冒頭、市長のほうから申し上げたように、がんの疑い、がん結びつくものの発見が結果として如実にあらわれたということで、大きな効果があったと判断をしております。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 全体的にはどうなんですか。がんじゃなくて全体の検診率。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 全体につきましては、それぞれのがんの検診等々全部累計をいたしまして、対前年25と26年の比較では約1,169人の検診者の増加がございました。金額的にも約740万円の経費の負担の増がございますけれども、その分、受診者が対前年度1,100人ふえたということで、検診を受ける対象者もふえたということでございます。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） やっぱりいろいろ手を打つと効果があるということなので、このポイント制度も大いに活用すべきだと思うんです。お金はそんなにかかりませんので。

それで、このポイント制度についてうまくいく案というのは、どれだけ魅力あるものにするかということだと思うんです。そういう意味でこれが成功の鍵となるポイント獲得案及び特典について、ちょっとの時間でやりたいと思います。

ポイント獲得案については、個人の健康づくりについて、これは散歩やランニングの距離に応じてポイントを獲得する方法がベストなんです。そして、全て個人管理の自己申告制度にすることで、大田原市の健康マイレージの成功事例が示しているとおり、スタッフの手間隙不要のベスト方式になると思うんです。散歩やランニングの距離についての管理など、全て自己申告制として信用するという方式なんです。これが成功している自治体はほとんどが自己申告制で、申告内容を信用する方式をとっています。信頼度を上げるとすれば、チェック方法は活動の輪の広がりを期待して、家族や友・知人の確認欄をつくるなどの工夫があればベストだと思うんです。健康診断受診や介護関係研修会等の受講も、確認欄を所定フォームに押印してもら

うだけの方式にするという方法がいいと思うんです。介護支援ボランティアのポイントについては獲得できる対象介護支援内容を決めて、例えば1時間単位のポイント獲得制度に対して申請等の事務処理、これは本人が実施するという方式をとれば成功するそうです。

そして、ポイント付与制度を成功させる秘訣の1つ、これが今紹介したように、管理業務や事務処理をスタッフが実施するのではなくて、参加者一人ひとりが楽しく実施できる仕組みにすることにありまして、大田原市の担当者もスタッフが苦勞するやり方は成功しないので、いつでも次の作戦を考えているということをしていました。

これらのことを踏まえて付与制度を検討する場合に、やったとすれば、これはどういうふうにか考えるかという見解を教えてください。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） この方策については、いろいろな要素を組み合わせるとポイント付与制度を構築するということが考えられると思いますけれども、一般的にはこのポイント制度については大きく2つくらいあるのかなということで、ボランティア精神を醸成することです。社会参加をして、社会とのつながりを醸成してもらうということが1つ。もう一つは、健康に特化した部分であれば、健診等を受診していただくことによって健康づくりをやってもらうという大きな2つのポイントがあるかと思いますので、この2つのポイントをうまく絡めた形で、このポイント付与制度を構築することがどこでも取り組んでいる方式かなということで考えております。具体的には4市が県内でやっておりますので、それを見ると大体共通している部分がこの2つのポイントかなと思っています。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） そんなことで前向きに検討するという事なので、ぜひお願いします。

最後に、特典の案なんですけれども、これだけちょっと紹介したいと思います。個人の健康づくりについて大田原市がやっているような温泉券とか、あと多くの自治体でやっているわくわく商品券など、こういうものはとっても魅力あるものだと思います。幸いに参加者がふえた場合には、全員でなく抽選方式でやっているところもあるんです。でも、これはみんな相当意欲を持って取り組んでいるようです。獲得ポイント高位者を広報紙に掲載するなど相当意欲が上がるんだそうです。この特典は宣伝効果もあって、とても有効だというふうに言っていました。介護支援ボランティアについては現在、謝礼が出ていますけれども、これにプラスして、個人の健康づくりポイント獲得と同じ得点とするとか、そういうことも検討するといいいんじゃないかなと思います。

特典について本市が付与制度を実施すると仮定した場合に、こんな魅力あるものと。あとはどんな魅力あるものを考えられるかを、アイデアがあったらちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 仮に実施するという前提のことですが、考えられるとすれば、例えば先ほどありました温泉券、それから地域振興券的なもの、あるいは数年前に私どもの市でこのパターンのものを行った段階では、地元の直売所で買い物ができるという券を会員に発行して、地元の直売所で物を購入してもらうということなどが想定されるのかなということで、こういったものを特典として考える場合には、総じて地域にお金が落ちるようなシステムづくりが一番いいのかなと考えております。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） いろんなアイデアがあるじゃないですか。もっとわくわくするようなものを考えて、ぜひやってほしいと思います。

元気に活躍する健康高齢者をふやすポイント付与制度導入は何回も提案していますが、今紹介されたような楽しくなるような発想が成功へのポイントだと思うんです。8月16日の読売新聞に健康増進ポイント制度についての紹介記事がありました。その中で、運動習慣がある人が40歳以降にかかる医療費の総計は、国民平均より153万円も少ないそうです。これ以上効果のあるまちにしたいと思っています。これだけ効果があるということがわかっていまずので、ぜひ楽しい、そういう付与制度を立ち上げてほしいと思います。

自分から健康になる活動を多くの人に働きかけるポジティブな高齢者、そして介護活動に積極的に参加する健康高齢者が日本一いるまちになることを願って、私の質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、2番小堀道和議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時09分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき、18番平塚英教議員の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 発言通告によりまして順次質問してまいります。執行部におかれましては明快なる御答弁をお願いしたいと思います。

まず、TPP交渉大筋合意問題について質問をいたします。10月6日、難航していたTPP（環太平洋連携協定）交渉の大筋合意がされたと発表がありました。その内容は、市場開放

の分野では全品目の95%で関税を最終的に撤廃するものであり、日本農家を初め市民生活に重大な影響を及ぼす大問題であります。

TPP交渉に当たって、政府・与党も賛成して、農産物重要5品目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖を聖域として、交渉対象にはしないとされた国会決議に反して、586品目のうち174品目、約30%で関税を撤廃する。こういう内容であります。米はアメリカ、オーストラリアに当初は5万6,000トン、13年以降は7万8,400トンの輸入枠を設ける。牛肉は38.5%から27.5%に関税を引き下げ、16年後までに9%に下げる。政府ガードは4年発動がなければ廃止をする。豚肉も関税を引き下げ、乳製品はTPP枠を設け、生乳換算で7万トンもの輸入拡大をするという内容であります。

国会決議では、交渉により収集した情報を国会に速やかに報告し、国民に十分な情報提供を行うとありましたが、秘密協定として一切情報を示さず、次々と情報を重ね、大筋合意として、突然大部分の農産物、水産物の関税撤廃の方向が示されたことは極めて深刻で重大であります。TPP交渉ではこれらの情報にとどまらず、事前交渉でBSE検査廃止や保険市場、自由診療の開放、アメリカには自動車関税を長期的に認めるなど、アメリカの要求には従う内容になっております。国会決議で国の主権を損なう条項には合意しないとしていたのに、企業進出を規制する相手国を訴えるISDS条項を設定するなど、日本政府はアメリカを初めとする多国籍企業の利益を最優先するアメリカ型のルールの推進役を買って出ている始末でありました。

市内農家からは、これでは米づくりの将来がない、えさ代の高騰、生産者価格の低迷で離農がとまらない。このような畜産農家。5年後、10年後には耕作放棄地、廃屋ばかりの地域になってしまうのではないかなどの不安が広がっております。

政府は、補正予算や来年度以降の予算にTPP対策農業関連予算を盛り込む農家への不満解消策に懸命ですが、その恩恵を受けられるのも一部の農家にすぎません。政府の発表はあくまで大筋合意のみで、全体像は今後開かれる国会等で明らかになると思われませんが、TPPはまだ決着したわけではありません。協定書の作成、調印、批准の過程が残されております。日本経済と国民生活に重大な影響を及ぼし、日本農業に壊滅的な打撃を与えるTPP交渉は、協定作成作業から撤退し、調印を中止すべきであると考えます。市長はこれらの事態をどのように受けとめ、本市の地域農業をいかに守り、再生していく対策を図るのか、説明を求めるものであります。

次に、地方創生及び改正地域再生法について、また本市の人口減少対策、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と実施計画について伺うものであります。

6月30日、安倍内閣は、昨年の骨太方針に盛り込まれた地方創生の実施文書、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定いたしました。昨年のまち・ひと・しごと創生総

合戦略は、安倍内閣が考える地方創生の方向性と目指すべき政策分野を示しましたが、今年度の地方創生基本方針は来年度の予算編成に向けて、国から地方への財政支援として新型交付金を創設することや、交付を受ける考慮すべき指標が示されております。地方創生基本方針は2015年度を地方版総合戦略策定の年、2016年度を具体的事業を本格的に推進する段階と位置づけております。2016年度は、地方版総合戦略を今後推進する恒常的な制度設計となるものであります。

地方創生基本方針では、地方活性化、人口減少対策に産業振興の形成、働き盛りの働ける環境を生み出す地方自治体の取り組みを3つの指標で支援しております。第1に稼ぐ力を引き出す、第2に地方の総合力を引き出す、第3に民の見地を引き出すとのことでありますが、さらに地方創生の深化に向けては、①新たな枠組みづくり、官民協働及び地域連携、②新たな担い手づくり、地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成、③新たな圏域づくり、広域連携から集落生活圏までとありますが、これが重要であり、今後、国が地方自治体を支援する基本的な観点とのことであります。

私ども地方自治体はこの指標を踏まえて、地方創生の4つの政策分野、1、地方における安定した雇用を創出する、2、地方への新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとのことであります。本市においてはこの具体化として、人口ビジョン、本市総合戦略の策定を進めておりますが、それらはいつまでに作成され、今後どのように推進するのか説明を求めるものであります。

これらを踏まえて地方版総合戦略を策定する自治体には、国が新型交付金による財政支援を図るとのことでありますが、その交付対象事業は、1、先駆性のある取り組み、2、既存制度の隘路をみずから見つけて打開を目指す取り組み、3、先駆的優先事業例の横展開を国が積極的に支援するとしております。本市は、この新型交付金を積極的に受け入れる対策はどのように図られているのか伺うものであります。

また、地方版総合戦略の策定、検証に当たっては、幅広い年齢層からなる住民を初め、産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織、住・産学官金労言の参画による検証機関の設置を国は重視するとしております。本市におきましては、この地方創生の外部第三者機関の設置に向けてはどのような検討が図られているのか説明を求めるものであります。国の新骨太方針に盛り込まれた地方創生基本方針とその実施法として改正された地域再生法の有効活用と、これからの本市のこれらの取り組みについて説明を求めるものであります。

次に、旧烏山女子高跡地の利用について質問をいたします。旧烏山女子高跡地につきまして

は、本年度旧校舎の解体と跡地整理が実施されているところであります。烏山女子高は大正10年に開校し、本地域の女子の高等教育の拠点、伝統として多くの先達を輩出し、本地域の発展に多大なる貢献を遂げてまいりましたが、平成21年度に烏山高校との統合により、閉校になったわけであります。その跡地は現在まで、烏山高校の部活動等に校庭、体育館等が活用されているところであります。敷地面積は全体で2.3ヘクタールを有しておりますが、旧校舎の解体と跡地整理が実施された後は、この跡地は雑草等が生い茂る可能性があります。

旧烏山女子高跡地は、旧烏山町市街地の中心的な位置にあり、平成23年3月に策定されました那須烏山市都市再生ビジョンの烏山市街地整備プログラムの8つの整備プログラムのうち、第1位に生涯学習ゾーンの形成という事業名で、烏山女子高跡地の活用が位置づけられているところであります。市当局としては、これらの具体的な利用計画の策定や管理している県に対して何らかの打診や働きかけ、協議等の実施は図られているのかどうか説明を求めるものであります。

市街地の重要なところに位置する敷地について、市の人口減少や若年層の雇用拡大に有効活用が図られるような利用計画をまとめ、県当局と交渉を進めていただきたいと考えますが、市当局の回答を求めるものであります。

次に、本市の水道料金についてお尋ねをいたします。本市の水道料金は口径13ミリで、20立方を使用した家事用料金で比較をいたしますと、栃木県内14市の中で最も高い月額3,866円となっております。下水道料金もあわせると、2カ月分の料金の支払い時の負担が市民生活に重くのしかかっている状況になっております。なぜ本市の水道料金が県内14市の中で一番高いのか調査・分析を行って、原因や理由が突きとめられているのかどうか。もしわかっていれば、その原因、理由について説明を求めるものであります。市民生活を守るために市の一般会計等から繰り入れを行って、水道料金の引き下げを検討していただきたいと考えますが、答弁を求めます。

なお、本市は平成26年3月議会で水道料金の改定を行いました。特に口径13ミリ、20ミリの基本料金を引き下げ、プラス10立方までは水道使用料の立方当たりの料金をそこに加えるというふうに改めたところであります。したがって、質問の一部を訂正したいと思います。しかしながら、栃木県下でもトップクラスに高いことは間違いありません。どうしたらこの水道料金を県下平均並みに引き下げることができるのか徹底した調査と対策を求めたいと思いますが、市当局の答弁を求めるところであります。

次に、本市内の公共施設の安全点検についてお尋ねをいたします。去る10月18日に烏山体育館で、午後1時45分ごろ建物火災が発生をいたしました。当日は午前8時半から体育館内ではJA那須南女性会運動会が実施されておりまして、その時刻には関係者が運動会の片づ

け等をしている中で、天井照明の安定器部分から火が出たとのこととあります。被害はぼや程度で鎮火したとのこととありますが、火元は天井照明安定器の老朽化による故障が原因だということとあります。

烏山体育館の天井照明の安定器は、同施設が建築されて一度も交換されていないとのこととあります。烏山体育館は築40年以上経過している施設であります。老朽化したコンデンサー、モーター類、安定器は古くなると熱を持って、出火の原因となります。特に建物の壁づけ、天井裏など隠蔽した部分では危険であります。このように本市の公共施設等に、老朽化して耐用年数の過ぎた器具、備品が使用されているかなどの総点検が必要であり、これが実施されているかどうか器具・備品台帳を作成し、耐用年数が来たものは定期的に交換を行うなど、安全管理を実施していただきたいと思いますが、本市の公共施設の器具・備品について、このようなきちんとした安全管理と対応が講ぜられているかどうか説明を求めるものであります。

最後に、森林資源の有効活用について質問をいたします。本年度まで取り組んでおります実践型地域雇用創造事業は、里山環境と木材、農産物の活用を重点分野にプロジェクトを展開されているわけではありますが、そのためには本市の林業活性化が欠かせません。本市の森林面積は8,132ヘクタールで、国有林が323ヘクタール、民有林が7,809ヘクタールとのこととあります。

本市の森林資源の有効活用につきましては、平成25年9月定例議会及び平成25年12月定例議会の一般質問等で私が質問しているところとありますが、森林の有効活用を図る具体的な手だて、目に見える対策が示されていないのが実情であります。森林資源の有効活用につきましては、道路網の整備が不可欠だということで、林道、作業道、作業路という3種類の林道が30路線あり、これについて整備を進めるという説明でありましたが、私が以前から提案しておりますように、大沢の幕焼沢林道と興野地区の水無沢林道をつなぐ件につきましては、本年3月定例議会の一般質問で再度質問したところ、この事業を市の森林整備計画に入れれば、県単整備事業を導入して整備できるという回答でありました。関係地権者の同意も含めて、具体的な検討に入られているかどうか改めて質問し、回答を求めるものであります。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは18番平塚英教議員から、T P P交渉大筋合意についてから森林資源の有効活用について、6項目にわたりまして御質問いただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目のT P P交渉大筋合意についてお答えをいたします。本年11月6日、政府

から環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの大筋合意が示されました。特に重要品目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖以外の品目につきましては大半が関税撤廃される見通しとなり、国内農業への打撃を抑制するための政策議論が毎日のように新聞等で報じられております。

こうした状況の中で、政府・与党は、今月末にもTPP関連政策大綱を決定するとしているところでございますが、農業対策の予算の裏づけがなければ絵にかいた餅であります。米を例に挙げれば、毎年、8万トン減る主食用米の需給をどう安定させるか長年の農政課題でありまして、その解決策は主食用にかわる飼料用米の本作化にあります。これらは国でも手厚い助成を行い、農業の競争力強化に取り組んでいる政策であります。飼料用米の受け入れ先である畜産・酪農家がこのTPPで衰退をしましては、どうにもならないわけでございます。そういった生産現場の不安は非常に大きいと感じております。若い人が将来に夢を持てるような農業を目指すにも、攻めの対策として担い手への農地集約化を進め、経営規模の拡大を支援していくことが必要であります。

一方、農業の所得を保障するなどの経営安定対策による守りの支援の充実も極めて重要であります。市といたしましても、これから国が進めていくと言われておりますTPP関連政策大綱に基づき、農家にとって何が一番効果的で、何が農家に意欲を与えられるか、一つ一つ検証の上、慎重に検討してまいりたいと考えております。

米政策を挙げましても、農政は猫の目農政と言われているように、ころころと政策が変わります。転作助成制度にしても、今後の大きな転換期を迎えることになると思います。今後どうしたら本市の農業を維持発展できるかというグランドデザインを描くことが重要と考えております。そして、生き残れる農業、所得向上につながる農業、すなわち安全で安心な農産物を安定供給できる農業、農村の多面的機能を発揮し、消費者の利益にもつながる農業を理想とし、本市農業を守っていく所存であります。また、国に対しても、政府責任で万全な対策が講じてもらえるよう強く要望してまいる所存であります。

次に、人口減少対策と地方創生及び改正地域再生法についてお答えします。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成28年度3月の策定に向けて取り組みを進めております。現在の進捗状況でございますが、本年7月末に公表いたしました人口ビジョン骨子案に基づき人口減少の抑制を図り、将来にわたって住みなれた地域で安心して生活が送れるよう存続可能な年齢構成の人口構造を目指すことといたしました2040年には、総人口2万人を維持するための今後の4つの基本的視点を踏まえ、総合戦略の策定を進めております。

また、総合戦略の内容につきましては、議員各位にもお示しをさせていただきました総合戦略策定に向けた基本的方向の基本目標及び施策の展開により、実施計画に当たります総合戦略アクションプランの策定に取り組んでおるところであります。現在、アクションプランの調書

によるヒアリング等を終了し、その内容を踏まえ取りまとめを指示いたしておりますので、内容がまとまり次第、議員各位に御意見を伺いたいと考えております。

また、今後の予定につきましては、施策がまとまり次第、総合戦略案を策定して、パブリックコメントの実施、総合戦略策定、そして公表へと進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の地域再生法の有効についてお答えをいたします。平成27年6月に公布されました改正地域再生法は、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別措置が追加されたものでございまして、小さな拠点、いわゆるコンパクトビレッジ形成、企業の地方拠点強化の推進及び遊休工場用地の有効活用などが含まれております。小さな拠点形成につきましては、集落の維持・再生のための取り組みでありまして、小学校区などを取り組みエリアといたしまして、複数の集落が集まる基礎的な集落圏の中で分散をしているさまざまな生活サービスや地域活動の場などを合わせわざでつなぎ、人・物・サービスの循環を図ることで生活を支える新しい地域運営の仕組みづくりであります。

本市におきましては、人口減少によりまして超高齢化社会が進行する中で、集落維持対策が重要な課題となっております。一方では市街地の居住人口が減少傾向にございまして、中心市街地の空洞化が大きな問題となっております。そのために散在をする老朽化した公共施設の再編整備や機能集約等による都市再生を目指し、いわゆるコンパクトシティを基本理念とした市街地整備の推進、また公共交通、観光機能の強化、あるいは地域活性化の拠点となるJR鳥山駅前整備を進めていくことといたしております。

集落維持対策では、大木須、横枕地区等の取り組みをモデルとし、豊かな自然環境などの地域資源を有効活用し、地域の活性化や交流人口の増加を図るとともに、多機能型福祉施設、ふれあいの里の充実により地域で支える体制づくりや中心市街地と集落を結ぶ公共ネットワーク、特にデマンド交通の充実に取り組み、地域の維持・再生を図ってまいりたいと考えております。

なお、これらの取り組みにつきましては、総合戦略に反映するとともに、地方創生の新型交付金を有効活用し、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、地方の拠点強化の促進につきましては、地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例措置であります。地方公共団体が地域再生計画を策定し、当該事業に関する施設整備の移転・拡充計画について、都道府県知事の認可を受けた事業者に対し、優遇措置を講ずる事業となります。

なお、この計画策定につきましては、都道府県が単独で、または都道府県及び市町村が共同で作成することが必要でございます。現在、栃木県では地域再生計画の策定を検討しております。市、町への意向を確認いたしております。本市では計画策定に参画し、安定した雇用の

確保及び地域の活力向上を図ってまいりたいと考えております。

総合戦略の取り組みにつきましては、限りある財源の中での取り組みとなります。このため、国の地域活性化の取り組みを有効に活用し、人口減少の歯どめをかけるための積極的戦略と人口減少に即した効果的・効率的なまちづくりを進めてまいる考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

3番目の旧烏山女子高跡地についてお答えをいたします。大正10年に開校いたしました烏山女子高等学校は、烏山高等学校との統合により平成22年に閉校となりました。使用されてまいりました体育館につきましては、大規模改修が実施をされ、烏山高等学校の体育館として利用されておりますが、なれ親しんだ校舎につきましては解体撤去により、現在は更地となっております。旧烏山女子高等学校の跡地につきましては幹線道路から離れた県立那珂川自然公園のふもとに位置し、周辺には多くの寺院、幼稚園が立地するなど、山の手通りの名にふさわしい閑静な住宅地であります。

こうした歴史的背景から、当該地域は都市計画法上における第1種中高層住宅専用地域に位置づけをいたしております。この地域においては住宅を初め病院、図書館、学校等の公共施設を整備することができるほか、制限のあるものの500平米以下の店舗や50平米以下の工場を整備することが可能であります。女子高跡地の面積は2.3ヘクタールと広く、烏山庁舎にも近接をしているという恵まれた立地条件でございます。

このようなことから、平成22年度に策定をいたしました都市再生ビジョンにおきましては、校舎及び体育館を最大限に活用しながら生涯学習機能の集約を図る生涯学習ゾーンとして活用する計画を掲げ、栃木県との交渉を進める予定としておりました。東日本大震災の影響を受けまして、校舎を初めとする建物の安全性が問題視され、取り組みの進捗が大きくおくれる形となっております。

また、跡地の公図を確認させていただきましたところ、校庭の中央部を東西に参道が走っている状況であり、このままの状態では開発許可を要する建築物の整備は不可能であることが新たに判明をしたところであります。参道を別の地目に変更することもかなり困難である旨の報告も受けております。

こうした背景を踏まえ、慎重なる審議を行いました結果、旧烏山女子高等学校跡地における生涯学習ゾーンの整備については、当面の間は困難であるとの結論に至り、この譲渡を断念する旨、栃木県に報告をさせていただいたところでございます。

現時点におきましては、土地利用上の制約が多いことに加え、周辺道路の拡張整備が必要になるなど、公共施設を整備する場所としては課題の多い敷地でございますが、10年後、20年後を見据えた烏山市街地の活性化に向け、烏山女子高跡地の有効活用も含めた検討を継

続して進めてまいりたいと考えております。

一方で烏山高等学校の生徒が利用しない時間帯における施設の有効活用に向けては、校庭、体育館の学校開放について、積極的に栃木県への要望、調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の水道料金についてお答えをいたします。本市におきましては、平成26年4月1日から水道料金の一部改定を実施いたしまして、口径13ミリ及び20ミリでは1カ月当たりの基本水量が10立方メートルまで基本料金に含まれていたものを、基本水量ゼロ立米といたしまして、使用水量に応じて加算される料金制度に変更いたしました。口径13ミリ1カ月当たりの基本料金は、基本水量10立方メートルで1,659円だったものが、基本水量ゼロ立米で972円に大幅値下げをしたところであります。使用水量10立方メートル未満であれば従来よりも低料金となっております、ひとり暮らし世帯など使用水量の低い方にとって有利な料金体系に設定をさせていただいたところでございます。

近隣市町である那珂川町、さくら市、高根沢町、茂木町、市貝町の水道料金を1カ月の基本料金で比較をいたしますと、本市の水道料金は基本水量ゼロ立米で972円、その他の市、町は基本水量が10立米でございまして、那珂川町は1,836円、さくら市は1,188円、高根沢町1,670円、茂木町1,836円、市貝町1,512円でございます、このようなことから本市の水道料金はほか市町と比較し、特別に高いということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

水道料金と下水道料金の納入につきましては、これまで1カ月交代の納入でございましたが、老朽化した水道料金システムを更新するに当たり、県内における事業者のほとんどで採用している2カ月に一度、上下水道料金をあわせて納入をする方法に変更いたしました。上下水道の2つの料金が合算になったことによりまして、一度に支払う金額は多くなりますが、年間を通しての支払い額はこれまでと同様でございます。また、上下水道料金の徴収方法を統一したこと、納付書発送や口座振替の際の経費等が削減されるなど、事務の合理化にもつながったところでございます。

水道料金の算定に当たりましては、水道施設の維持管理費及び人件費等の経費が基礎数値となりますが、本市の平成26年度決算における収入額5億4,112万5,617円に占める経費の割合は減価償却費、支払い利息、電気料の合計で全体の74%となります。当年度純利益は2,358万4,720円でございます、収益的収入に係る利益率は4%でございます。平成25年度における栃木県純利益の平均額は1億7,718万7,000円で、利益率は12%になりまして、本市における利益率は低いということが言えると思っております。

今後は老朽化した配水管や施設の更新事業を控えておりまして、事業費の増大が見込まれる

一方、加速する人口減少に伴い、使用料金の減少が予想されます。昨年の料金改定により値下げをしたということもございますので、当面の間は現在の料金体系を維持していきたいと考えております。社会情勢の変化を注視しながら、水道事業の健全経営に向けて適宜見直しも検討してまいりたいと考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

5番目の市内公共施設の安全点検についてお答えをいたします。本市の公共施設につきましては、昭和40年から50年代にかけて多くの施設が建築をされまして、現在も利用を継続している施設が多くございます。これらの施設につきましては、耐震補強を初め屋内設備、器具等の更新を含めた大規模改修実施が喫緊の課題となっております。優先的に改修を実施すべき施設として検討を進めておりました。

しかしながら、御質問のありましたように、過日、烏山体育館の天井照明器具の安定器が老朽化によって焼損するといった事態が発生してしまいました。当日は体育館を利用されておりました多くの方がいらっしゃいましたが、幸いにもけがをされた方が1人もおらず、避難誘導等についても迅速に御協力をいただいた。このように報告をいただいております。本件につきましては、この場をおかりいたしまして深くおわびを申し上げます。施設における設備・器具等の修繕につきましては、本市の財政状況が依然として厳しい状況が続いておりますことから全体的な改修を行わず、故障した分のみの修繕を施すといった、いわば暫定的な修繕にとどめ、使用を続けた経緯がございます。

以上のようなところから、過日、各課長宛てに施設の安全管理を徹底するよう訓示をするとともに、全体的な公共財産の管理を所掌する総務課に対しましては、各施設の照明器具を初めとした設備・器具等の老朽化の実態調査を早急に行い、その結果、更新が必要な施設については早急に予算化を図り、対応を実施するように各課に指示するよう指示をしたところでございます。また、対応に時間がかかる場合は、今後、総務課において年次計画を立て、迅速に更新工事を行うよう指示をいたしました。

物には必ず寿命があります。電球など目先のものの交換をすれば、永遠に使えるものではない。これを肝に銘じながら、本市の公共施設の安全化に努めてまいりますので、今後とも御指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

森林資源の有効活用について御質問がございました。実践型地域雇用創造事業につきましては、市内の雇用創出を目的に、経済産業省より平成25年の事業採択を受け、事業実施をしているところであります。

事業内容といたしましては、議員御指摘のとおり、里山環境と木材を活用した分野、農産物を活用した分野、2つの重点分野を設けまして、各種セミナーを実施するなど、さまざまな事業展開をしているところであります。特に里山環境の豊かさに着目し、木材や里山環境の貴重

な資源を素材といたしました新たなビジネス創出のきっかけにつながるテーマ設定やコース選定により、セミナーを実施いたしております。さらにこれらが波及し、観光分野の素材として活用できるよう竹林の伐採、それを材料とした竹細工コースの設定による人材育成セミナーにも努めているところでございます。受講者にはこうしたセミナーを通し、里山環境の価値を改めて見出していただいたところであります。

御質問のありました森林資源の有効活用についてであります。本市におきましては事業の効率化・集積化を図ることが肝要でありまして、森林経営計画の作成が非常に重要であると考えております。森林経営計画は、森林所有者または森林組合など森林経営の委託を受けた者が作成をし、市の認定を受ける仕組みとなっております。森林経営計画を作成することによりまして、造林、保育、間伐などに対する補助金制度の優遇のほか、税制面での特例を受けることができるメリットがございます。平成27年3月末現在、本市では12件、約1,413ヘクタールを認定しております。引き続き、この経営計画の作成を推進するために国の森林整備活動支援交付金を活用し、作成団体を支援していく考えであります。

また、森林資源を活用するには林道の存在が不可欠であります。現在、烏山地区には20路線、南那須地区に10路線の計30路線、延長3万3,275メートルが整備をされております。林道は伐採をした木材の運搬に活用するだけでなく、災害時の迂回路としても大変有効かと存じます。市内の林道整備につきましては、興野地区の水無沢線と大沢地区の幕焼沢線の連結整備をするよう相談、要望をいただいておりますことから、県の事務所に相談をさせていただいております。その際に、国、県の補助金の交付を受ける前提として、県の林道整備計画に位置づける必要がありますことから、それに合わせて交付を受ける補助金自体の計画にも路線計画上必要があるとの指摘をいただきました。

また、2連結区間は図面上から判断すると、等高線が狭く、斜面の傾斜が厳しいことから、計画路線の選定が難しいこと、林道整備に伴う受益者の森林整備計画も調整していく必要があるとの助言もいただいたところでございます。そのため、今後も当該路線の整備検討には時間を要すると考えられますので、御理解いただきたいと存じます。

このようなことから、今後も国、県の補助事業を有効活用した取り組みの推進を図るとともに、こうした林道の有効活用を図りながら、林業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 通告に沿いまして1回目の答弁をいただきました。引き続き質問をしてまいりたいと思います。

まず、政府が大筋合意したTPP交渉でございますが、全国知事、市町村長のアンケート、これは12月議会定例会の冒頭に市長のほうからありましたように、全国では反対が36.9%、賛成が23%という状況でございます。栃木県内でも反対が37.5、賛成が25ということで、1次産業からの離職や後継者不足に拍車をかけて、自治体の崩壊や地域経済の衰退につながりかねないということで、政府の掲げる地方創生に逆行すると。このような懸念があったところであります。大谷市長もこのアンケートにはやや反対ということでございまして、安い輸入品の流入で国内農家の経営が立ち行かなくなる、食料自給率が低下するという懸念を示されております。

この大筋合意でございますが、これでTPPが決まってしまったかのような政府発表とか、マスコミの論調になっておりますが、とんでもないことございまして、大筋合意は最終決着ではありません。決裂をしなかったというのを装うだけでございまして、アメリカの国内においても、その他の交渉に参加している国々の中でもいろいろな問題がありますので、これが批准されるかどうかというのはわからないという状況でございます。

さらに、このTPP交渉の中で、さっきもいろいろ言いましたが、とりわけ農産物の被害が著しく大きなものがありまして、政府の換算でも3兆円ぐらいの減収になるのではないかと言われておりますし、食の安全という点からも、先ほども述べましたが、BSE検査の廃止、遺伝子組み換え食品の輸入、ポストハーベストということで、非常に危険なものが出ているところでございます。

さらに、保険とかいわゆる自由診療、こういうものも導入されるとか、あるいはアメリカの製薬会社の特許の保護を12年間認めろということにも同意をするような方向で、特にISDSというんですか、要するに国益に反しているものでも多国籍企業の利益に反するものであれば、企業は国を相手に裁判が打てると。これを日本政府がアメリカと一緒にって関係各国に推進するように動いたというのは、マスコミでも広く問題になっているところであります。

いずれにしてもさまざまな問題があるんですが、先ほど日本全体では3兆円って言いましたけれども、それぞれの県の関係でもTPPの影響について試算をしております。北海道は約5,000億円と。しかし、これは農業生産の減収ということでございまして、食品加工とか、輸送とか、観光とか、そういう関連産業、地域経済に与える影響を含めると、1兆5,000億円の被害を受けるだろうということになっておりますし、栃木県におきましても、農業出荷額というのはおよそ年間2,700億円ですか、そのうち40%、1,083億円のTPPの損害、減収になるという試算が出ておりますが、TPPが実施された場合の本市の農業総生産出荷額に対する影響について検討されておりますか。栃木県の影響試算の40%というもので換算すれば、那須烏山市のTPPによる被害額は幾らになるという計算になりますか。答

弁をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） ただいまの質問でございますが、那須烏山市の農業生産額というのは独自に統計を持っておりませんで、J A那須南からいただいているJ A那須南での販売取扱高を一応の目安とさせていただいての計算とさせていただきます。

まず、平成26年度の決算によりますと、J A那須南の取扱額全体で35億4,028万5,000円ということになっております。J Aさんの担当に確認したところ、大体那須烏山市が6割、那珂川町が4割という売り上げがあるだろうということでございますので、その6割分に換算いたしまして、21億2,417万円程度が那須烏山市のJ Aで取り扱っている額となります。その4割という県の試算がございますので、4割を掛けたところ、8億4,966万円程度ということでございます。このほかにも直売所、直接出荷等々ございますので、これにプラスアルファということになるかと思えます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そういうことございまして、生乳とか、そういう関係につきましては農協とはまた別になるので、それが入っているかどうかわかりませんが、恐らく相当な被害額、8億4,500万円みたいな感じですが、10億円を超えるのではないかなど考えるものであります。これは地方創生事業そのもののこれからの農業後継者の育成にとっても重大な問題でありますし、あるいは本市の基幹産業を維持していくという観点からも重大でございます。

国のほうでは、今回、2015年だと思っておりますが、補正予算に農業強化のために3兆円をつけるということや、来年度以降についても、およそ10年以上TPPで農業強化の予算支援をするということでございます。しかし、それはほんのごく一部でございまして、地域農業が大変な打撃を受けることは明らかだと思っております。特に驚いたのは、これは下野新聞の11月12日のあれですが、これからTPPが導入されますと、どんどん離農とか荒廃、要するに耕作放棄地がふえるだろうと。それに対して政府は、固定資産税を農地は1.8倍に引き上げるということございまして、火事場の泥棒みたいなことを考えているようでございます。

こういうことでは本当に地域農業は守れませんので、しっかりとしなければならないと思うんですが、総じて、市長はもう一度地域農業をいかに守るかという点について御見解を承りたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） このTPP問題につきましては、過日のアンケートにも正直にお答えをさせていただきました。今、私どもの大きな課題は、今、議員も御指摘になりましたけれど

も、農業問題については市の農業後継者、それと農業所得です。これが大きな課題になっているときに、重要5品目と言われる米、牛肉、豚肉、そういった私どもの基幹産業の疲弊を招くような、あるいはそういったことが壊滅するような政策は全く納得ができないという答えをさせていただきました。

そういう中で、今後、TPPに関する政策大綱が今月末にはできるようでございますから、それについてはよく検証しながら、地方創生の中でそういった具体的な市ででき得る後継者対策、あるいは所得対策、そういったでき得る策は講じてまいりたいと考えています。そして、関税が撤廃されるような米が入りましたら、今でさえこういった後継者が年々減っている中で、これは恐らく米を中心とした農家はなくなるんじゃないかなと。私はそこまで危惧をしています。

そういうところから、この問題についてはあらゆる機会を通じて、特に所得保障については国が責任を持って対処するように強い要望をしてみたい。いろいろ市長会を通じたり、あるいはいろいろと要望はございますが、あらゆる手だてを通じてそのような要望活動は率先をして進めてまいりたいと思いますので、ひとつ御支援、御協力いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 先ほども申し上げましたように、TPP交渉は全体像が国会のほうに示されておりませんので、まだまだ紆余曲折があるということでございますし、アメリカでも、あるいはそれぞれの国の中でもそれぞれの関係者で反対している人がおりますので、簡単に批准できるかどうかというのはわかりません。私としては、多国籍企業の利益のためにそれぞれの国の国益が犠牲になるようなものは好ましくない。これは直ちに交渉はやめるべきだと考えます。

続きまして、地方創生及び地域再生法の改正、そして人口減少対策ということでございます。安倍内閣は、憲法違反で海外に自衛隊を派遣して、戦争ができる安保法制の改正を進めながら、その一方で、3つの今後の政策の基本文書というのを出してございまして、これを進めるに当たりましては経済財政諮問会議、いわゆる経団連を初めとする財界主導で国の方針を決めるということで進められているところであります。特に今回、第2のアベノミクスということで打ち出されておりますが、その中身は国民の医療・福祉の削減、消費税の増税、大企業の法人税減税、こういうのが主な中身でございます。

このような財界主導の方向に沿って、6月30日には向こう5年間を視野に入れた経済財政運営等改革の基本方針2015、いわゆる新たな骨太方針が出され、さらに「『日本再興戦略』改訂2015」、成長戦略というのを閣議決定しました。これに合わせて、昨年、骨太の中に盛り込まれた地方創生事業が、まち・ひと・しごと創生基本方針2015ということで出

されまして、地方創生基本方針という形で閣議決定されたものであります。全体としては、先ほども申し上げましたように、社会保障と地方行財政の一層の削減、公的サービスの産業化、民間開放路線を強力に推し進めろという中身でございます。

それで、問題なのは、この方向に沿って地方創生の方針が打ち出されているということです。特に一番大事なのは地方交付税なんです。これは基準財政需要額というのを国がちゃんと保障するという形で進められてきたのでございますが、それをトップランナー方式の導入ということで、1つは、先駆的な自治体のみずからの自治体の経費を削減するいろんな事業で成果を出したというのを国に報告して、それが一つのモデルとなるような、そして今後の地方交付税の単位の積算になるという方向と。これに対して全国知事会の山田啓二会長は地方は、人口や面積、地理的条件、置かれている位置が違ふと。そのために地方交付税制度で標準的経費という形で算定されてきたわけで、一番経費のかからないところに合わせるというのでは、本当に地方の、要するに財政力の弱いところは立ち行かなくなってしまうのではないかというのを、国と地方の協議の場ということで批判をしているところであります。

また、もう一つの国の進め方は、地方交付税の成果を一つ踏まえるということで、とりわけ昨年、地方創生1兆円というのを2015年に出してきたわけです。そのうちの5,000億円について、自治体ごとに行革とか地方活性化、人口減少対策の成果を上げたかどうかというのを基準にして、今後、配分を検討するという形で、非常に問題でございます。これについても全国町村会から、条件の不利地域や財政力の弱い市町村において人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮してほしいという要望を国に出したところであります。

そのような中で、全国的に地方創生というのが今進められているところであります。特に人口ビジョンについては、那須烏山市におきましても、7月30日の市議会議員全員協議会にその骨子が出されております。これについては合併時の人口は3万1,512人だったと。現在は2万7,000人台ですよ。出生率は1.3から1.4という状況で、国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成52年、2040年、今から25年後です、1万8,500人になるだろうと。また、日本創成会議推計では1万7,300人という数字が出ておりますが、地方創生のさまざまな事業を展開しながら、25年後には人口2万人を維持したい、45年後には1万6,000人の人口を維持したいと、出生率を1.8、2.1に引き上げる中で。こういう絵をかいたわけです。

しかし、本当にこれを実施することができるかどうかということが問題でございます。これについてはあくまでも骨子でございますので、決定というのは後になるんでしょうか。また、那須烏山市の総合戦略の策定については、具体的にはいつごろまでに議会のほうに示されて、

いつごろまでに策定をする、これから実施に移していくということなのか、その辺の中身について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 平塚議員の人口ビジョンの骨子案の決定と、総合戦略の策定はいつごろになるかという御質問についてお答えさせていただきます。

人口ビジョン骨子案につきましては、先ほど平塚議員がおっしゃったとおり、7月に公表をしております。総合戦略につきましては、現在、アンケート調査、それに基づく基本的な方向性等をつくりながら、施策を取りまとめている最中でございます。議会及び総合政策審議会にこれから御意見等をいただきたいと思っております。総合戦略案につきましては12月に策定をし、1月にはパブリックコメントを実施して、3月には総合戦略を策定したいと思っております。そのときに人口ビジョンも一緒に決定をしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それで、国のほうでは地方交付税も、地方創生の新型交付金についても、先ほど言ったような相当な配分を全国のモデルとなるようなところには厚く、そして簡単に言えば、それなりのところにはそれなりにという配分の仕方なんです。

それで、1つは、那須烏山市は全国523自治体、県内で7自治体、いわゆる将来消滅可能性自治体と指定された市でございますよね。それを克服するための地方創生事業のはずですよ。これについては昨年的一般質問で、私、人口減少問題で日本創成会議が出された消滅可能性自治体に入って大変だと言ったんですが、まだまだ危機感が足りないんじゃないでしょうか。どうなんですか。

例えば9月22日の下野新聞によりますと、地方創生の人口減少対策交付金の上乗せという一覧表が出ておりまして、県内25市町の中で13市町だけが上限1,000万円の上乗せ事業の計画を提出したとなっているんです。本市は恐らく年度内に作成するというので、その方針を変えなかったために、1,000万円は申請もしなかったということでございます。そのほかに上乗せ部分については、地方創生で全国のモデルになるような事業に取り組む自治体には新たにまた上乗せをするということございまして、これについては本市も手を挙げたわけです。これは8月25日の市議会議会全員協議会で、地域の観光資源の開発で行う事業1,850万円ということございました。

しかし、これについては残念ながら、簡単に言えば、要するに広域的な連携事業でないので、だめよということですよ。だから、そういう意味で全国523自治体、県内で7団体という、将来消滅するかもしれない自治体に選定された那須烏山市として、地方創生本部が

1,000万円の上乗せをするよというところを前倒して計画をつくるとか、あるいは先ほど答弁がありませんでしたが、産官学金労言の組織をつくって策定するとか、あるいは地方創生事業の推移の点検をするとか、こういうものについての組織をつくるとか、その辺はどうなっているんですか。その両方について答えていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 2つ御質問があったと思います。1つは、産官学金労言等の審議会をつくるという御質問だと思います。この点につきましては、那須烏山市は平成27年2月に総合政策審議会をつくっております。その中で議論をしてきていただきたく、16名の委員を任命してやっております。今までに4回の審議会を開催し、人口ビジョン、総合戦略、アンケートの調査等について審議をしております。これからも審議を進めたいと思っております。

あと、2点目の危機感が足りないという部分でございます。総合戦略を来年の3月までにしたという理由が1つあります。それは市の総合計画後期計画が25年から29年まででございます。次期計画は30年からつくっておきます。地方創生の総合戦略は27年から31年というふうになっていたものですから、これとの整合性を合わせるということでおくらせてしまいました。先ほど大変残念ながら、1,850万円という先行型1本に絞って申請しましたが、平塚議員のおっしゃるとおり、広域連携等の足りない部分があつて、不採択になりました。この点につきましては力不足ということでおわび申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 同じ質問で申しわけないんですが、市長はこれをどのようにお考えですか。523団体に選ばれている、県内では7自治体しかない条件の悪い那須烏山市でございます。人口は25年後に1万7,000人前後になってしまうのではないかと状況の中で、人口2万人を維持するという骨子を創生戦略本部の本部長としてまとめられたと思うんですが、この具体化というのは本当に大変だと思うんです。その危機感が、それなりに来年の3月までにまとめて、国に報告すればいいやと。それではだめなんですよ。全国のモデルになるようなものをつくって、一生懸命やるところには金を出すんですから。これから消滅しかねないところにうんと出すんじゃないんですよ。一生懸命やるところに金を出すと言っているんですから、それ本気でやれるんですか。どうなんですか。本部長として教えてください。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この地方創生戦略の一番の骨子は、昨年、日本創成会議の増田寛也座長が発表したことから始まっているわけです。今ある523、これは1万人以下になるという

ことで、これは救えないというところがありますが、私どもは大体896自治体の中での一市町村というふうに御理解いただきたいと思うんです。896といいますと、今、1,800自治体ですから、50%近い可能性があるよということを指摘されました。これは20歳から39歳までの若い女性が半減する以上の自治体を指しているんです。いわゆる合計特殊出生率がそこまでいかないよというところから、それを称して、39歳までの女性が今から25年後に50%以上減る自治体を指しております。そういうふうに御理解いただきたいと思います。

そこで、私は最初の発表をいただいたときに非常に衝撃的でありました。しかしながら、あのときは『中央公論』とか、いろんな雑誌で特集いたしました。そういったところを買い込んでよくよく分析すると、これはほぼ発表どおりの正式な分析だということがわかりました。したがって、そういったところは危機感を持って対応する必要があると思いましたので、直後から全職員については、焦ることはないけれども、危機を持ちながら対応しようという訓示を行いました。またさらには、7月の市長会において、そういった一つの栃木県としての生き残りをかけた対応をすべきということで、ワーキンググループを設置するような対応を私が発言させていただいて、その1年後、そういった答申が出るまでにいただいたということで、決して危機意識を持っていないということはありません。

先ほど室長も言われましたように、実質は年内にそういった戦略は具体化してまいりますので、そういった意味では来年の当初予算にも反映できるような施策を今つくっておるところでございますから、危機意識はないということとは全くございませんので、むしろそういった衝撃的なことをバネとしながら、危機感を持ちながら、今、具体的な戦略づくりをやっているということでございますので、ひとつこのことについては御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 危機感がないわけではないと思うんですが、なかなか具体的なあれが見えてきませんので。特に本市における安定した雇用の創出、働ける力のある人が安心して働けるような環境をつくる、新しい人の流れを本市に呼び込む、そして若い世代が結婚、出産、子育ての希望をかなえられる、時代に合った地域づくり、安心な暮らしができるまちづくりを進めると。この中身をのんびりだらりんとやられたのでは新型交付金も来ないし、地方交付税が貧乏な上にますます減らされるということになりますので、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

さらに、栃木県では既に人口ビジョンについても、今言った4つの戦略の基本目標ということで、15の戦略素案を出しております。国のものにもちょっと乗っかりたいんですが、県が出している創生戦略とも整合性を持って、本市の創生事業を展開してもらいたいと思うんです。特に宇都宮大学は22年ぶりに新しい学部、地域デザイン学部というのをつくるんです、来年。

それで始まるということでございまして、特に地方創生について県や県内の経済団体、企業などと連携して、輝く栃木をリードする人材育成事業を文部科学省の補助事業を受けて進めると。卒業生の50%は県内に就職して、若きリーダーとして頑張ってもらおうようにするというふうになっておるわけでございますので、この辺、農政課のほうには山形県の宇都宮大学の出身の方が就職されて本当にありがたいんですが、そのように英知と力を結集して、地方創生をほかの地域に負けないような対策を図っていただきたいと思うんですが、担当課長、どうですか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 平塚議員の激励、大変ありがとうございます。将来の那須烏山市を考えて総合戦略をつくりましますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 国の進め方については、地方交付税制度そのものを壊しかねない重大な問題をはらんでいるんですが、我々は国の交付金もらいながら生活しているわけなので、それも含めていかに他の自治体に負けないように、地方交付税や交付金を獲得できるような先進的なモデルケースをつくってもらいたいということで、今後の活動を期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、もう時間はないんですが、烏山女子高の跡地問題です。さっき市長のほうからる説明いただいたんですが、これからせつかく整地していただいてもあのままの姿では、参道が残っていて利用に不向きだのへちまだのと言っていました、那須烏山市街地の中心的なところにあるんですよ。そこが草が生い茂るような状態になっては困りますので、大いに利用を検討してもらいたいと思うんです。これについては22年度の都市再生ビジョンの旧烏山地域の8事業の中の第1番目に、生涯学習ゾーン形成ということで、烏山女子高跡地の活用というのがあるんです。それなのに塩漬けにしたまま、将来、利用できるかどうか考えますみたいなことでは困るんです。だから、この地方創生事業の中であそこを生かして、若い人があそこで働けるような環境として利用できないかということを私は言っているんですが、市長、どうですか、こここのところは。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 1つの都市再生ビジョンの中でそのようなお示しをさせていただいたんです。それで、県との協議も十分進めてまいりました。そういったところから震災があったということで、まずは1つそれを中止して、震災復興を優先的な課題にするというふうにかじを切りかえたんです。だから、それがそのままになっているという状況でございます。したがって、地方創生の中で参道とか何かを理由にはいたしません、この地方創生の中で今御指摘いただいたことについては、県との協議をさらに再開すべく努力をしてみたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） さっきちょっと地方創生で言い忘れたんですが、地域再生法を小泉内閣のときにつくって、今度安倍内閣が地域再生法の改正をしたんですけれども、ここに地方創生推進のメニューを入れてやるんだと言うんだけど、さっきちょっと説明がなかった中に農地転用許可権限の移譲というのがあるんです。6次産業化のための農地許可の特例の設置ということで、4ヘクタール以下の農地について農水省が認定をすれば、市町村が都道府県庁と同じように、農地転用の権限を受けて進めることができるような改正内容があるんです。だから、このように国がこういう規制緩和でいろいろと乱開発されるのは困りますが、市町村がせっかく地域再生法の改正でいろんな規制が変わろうとしているときに、これを利用しない手はないと思うんです。

そういう意味で有効な土地の利用はぜひ進めてもらいたいと思うんですが、とりわけ地方創生の中で若い人が働ける環境をいかにつくるかというところで、あそこを大いに利用してもらいたいと思います。

さらに、住宅も烏山線沿線に民活も入れながらつくってもらいたいんですが、そこに例えば家庭菜園ができる農地を持った住宅をつくる。そして、都会の人にそこに住んでもらって農業をやって、団塊の世代の人も頑張ってもらおうということで、要するに5反歩以上でないといふ農地法では農地は売れないんです。だから、そこら辺もあるので、国の規制緩和の方向の中で大いに利用できるものは市で利用したらどうかということなんです。それはちょっと時間がないので、ぜひ検討してください。

次、水道料金についてでございますが、先ほど近隣と比べて大して高くないという話なんです。これは上下水道課のほうへ行って、全国市町村別の口径別、用途別の水道料金一覧表です。これの中の一番端に家事用料金というのがあるんです。これは13ミリで、20立方使った場合というのを平均にしているんです。これでいきますと、一番高いのが那珂川町、次が那須烏山市という状況で、非常に高いことは間違いないです、はっきり言って。県内14市の中では、この計算でいくと一番高いのが那須烏山市です。これについてはいろいろと分析をさせていただいて、ぜひ引き下げを検討してもらいたいと思うんですが、市長、もう一度、県内14市の中で一番高いレベルにあるという認識だけはお持ちいただけますか。それを解消するための調査研究を進めるということでの御認識はどうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど10立米までのこととお話をしたんです。20立米については詳細な報告をもらいまして、よく調査研究させていただきます。そのようなことで、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） いずれにしても栃木県下14市の中で、那須烏山市の家事用の料金、13ミリで20立方では一番高いということになっております。その引き下げの検討をお願いいたします。

次に、市内公共施設の安全点検についてお尋ねをいたします。これについては先ほど質問し、答弁のあったところでございますが、先ほど1回目の質問でもしましたように、これらそれぞれ担当課のほうで、公共施設等の器具・備品の内容を調査して報告をもらうということなんです。ぜひ器具・備品台帳を整備していただいて、耐用年数が過ぎたもの、危険度の高いものについては定期的に交換をするという検討はどうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今回の案件を踏まえまして、これらについてはお金がないとか、そういうことは言われていられない事案でありますので、速やかにまずは危険性の高いところ、同じようなものが何カ所かあるというのは私どものほうにも報告が来ておりますので、それらについては速やかな対応をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 例えば烏山運動公園がありますよね、野上のところに。その照明なんかも、あれは昭和53年のころ設置したんでしょうか。照明がつかない場合もあるということで、やはりあれも耐用年数を過ぎているんじゃないのかなと思われまして。あれは外づけだから、火事にはならないとは思いますが、いずれにしても古いことには間違いございません。

また、ひとり暮らしのお年寄りの中も、そのような古いものを使っている方もいると思うんです。だから、そういう方のところに安全確認とか、接触に行く方がいれば、そういうところで火事が起きないように対策も検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ひとり暮らしの老人宅等については、消防署のほうでも巡回はしていただいております。近年、火災の原因もそういう施設の老朽化とか、あと低温着火といひまして、いつの間にか屋根裏が炭化しての着火とか、そういうものがありますので、そういう指導はどんどん進めていきたいと思っております。

あと、私どもの施設、特に先ほども言いましたような施設については、そういう問題を起こさないように速やかな対応をとっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 最後に、森林の整備の問題でございますが、前から申し上げておりますように、興野地区の水無沢の林道と大沢の幕焼沢の林道をつないでいただきたいなど、本年3月の定例議会でも改めて質問しましたところ、市の森林整備計画に入れて、県単の整備事業を導入しながら進めるということでございますが、これについては何度も何度も言っていることなので、前向きに進めていただきたいと思います。地権者も世代が変わっておりますので、前とは違います。だから、そういう意味ではこれはぜひとも進めていただきたいと思うんですが、もう一度担当のほうから御説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 幕焼沢と水無沢の林道の接続ということでございますが、前にも何度か議員さん御質問になったということで調査しましたところ、まだ手つかずの状態ではございますが、このたび県の森林整備計画の見直しについての市町村の意見ということで、事務レベルのほうに調査がまいりましたので、早速そちらのほうにこの路線について乗せていただくようなことで回答をしたところでございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そういうことで、いろいろ質問しましたので、市民みんなが注目しておりますので、本気になって、本当に大変だという危機感を持って地方創生をみんなでやり遂げたいと思いますので、市長を先頭に頑張っていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で、18番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

[午後 4時39分散会]